

「大阪市政の創造的改革を目指して！」

(平成 28 年度 大阪市予算編成に関する要望書)

自由民主党・市民クラブ大阪市会議員団

平成 28 年 1 月 12 日

大阪市長 吉村洋文 様

自由民主党・市民クラブ大阪市議員団

幹事長 黒田當士

政調会長 川嶋広稔

平成 28 年度大阪市予算編成に関する要望書

日本経済は、自民党政権の明確な国政運営方針のもと、雇用の増加や賃金の上昇など、様々なかたちで好循環が生まれ始め、長引くデフレ不況からの脱却の兆しもようやく見え始めているが、大阪においてはなお景気低迷、地域社会・経済の沈滞をはじめとする重苦しさに覆われている。

そのような中、大阪市においては、議会との対立構造を意図的に作り出す、橋下前市長による拙速かつ乱暴な手法のもと、府市再編や各種事業の経営形態変更に関する議論が進められてきたことや、市政改革とは名ばかりの思いつきの施策によって、市政の沈滞が深刻な状況となっており、市民生活に与える影響が懸念される場所である。

また、旺盛な消費意欲を持つ来阪外国人旅行者の急増により、一部大規模店舗の売上げは拡大しているものの、橋下前市長在任中、大阪経済の中心となる中小企業も含めた市全体の小売店の売上げの伸びは全国平均を下回るなど、そのビジネスチャンス大阪経済全体の活性化に有効につなげられていない。

吉村市長におかれては、このような状況を直視し、市民や企業が行政に寄せる批判と期待に対して真摯な態度で向き合うとともに、まずは大阪市に山積する諸課題の解決に、政治家ではなく行政機関の長として最優先で当たっていくべきであると申しあげたい。

もとより行財政改革が重要であることは申しあげるまでもない。

しかしながら、市立幼稚園や市営交通事業の民営化に見られるような、地域住民や利用者の声に耳を傾けない、スケジュールありきの一方的な見直し議論については、全く与することはできないと言わざるを得ない。

急激な改革は必ず大きなひずみを生むものであり、そのしわ寄せを受けるのは市民である。我が会派としては、これまでも市民生活の安心・安全を最優先に考え、様々な課題に対して真摯な態度で真面目に正々堂々と議論を行っており、この姿勢はこれからも一貫していく覚悟である。

平成 28 年度予算編成に向けては、厳しい財政状況を踏まえ、財政規律を堅持しながらも、市政の沈滞をこれ以上深刻なものとしないう努めるべきであり、以下の諸項目について強く要望するものである。

目 次

I. 都市力強化のための経済再生・税財政改革

1. 経済再生と税財政改革の両立	5
2. 科学技術の振興	7
3. 都市力強化のためのハード・ソフトのインフラ整備	
(1) 社会基盤	7
(2) 文化力	10
(3) 観光力	11
4. 責任あるエネルギー戦略	12

II. 地域力の強化・女性活躍推進

1. 個性豊かで魅力ある地域	13
2. 中小企業・小規模事業者の支援	14
3. すべての女性が輝く社会の実現	16

III. 暮らしの安全・安心、教育再生

1. 持続可能な福祉制度と健康づくり	
(1) 総合的な福祉施策の推進	17
(2) 障害者福祉	17
(3) 高齢者福祉	18
(4) 生活保護	19
(5) ホームレス・あいりん対策	20
(6) 国民健康保険	21
(7) 保健・医療施策	21
2. 出産・子育てを応援する社会	22
3. 生命・財産を守るためのインフラ整備の推進	25

4. 教育再生の実行とスポーツの振興	
(1)小中学校	27
(2)高等学校・専修学校	32
(3)大学	32
(4)生涯学習	32
(5)スポーツ	33
5. 将来を見据えた社会資本整備	
(1)道路・交通	33
(2)駐車場・駐輪場	35
(3)公園・緑化等	36
(4)住宅	37
(5)水環境・上下水道	39
6. 暮らしの安全を	
(1)食の安全	40
(2)消費者問題	41
(3)官公需における適正な賃金・労働条件の確保	41
(4)個人番号カードの普及に際する安全確保	41
7. 地球環境への貢献	
(1)環境対策	41
(2)廃棄物対策	42
(3)その他	43
IV. 市民のための政治・行政改革	
1. 継続すべき市政・区政改革	44
2. 真のあるべき改革へ(行き過ぎた改革への警鐘)	45
自由民主党・市民クラブ大阪市会議員団議員連盟	48

記

1. 都市力強化のための経済再生・税財政改革

1. 経済再生と税財政改革の両立

- ① 地方分権の確立に向け、住民に最も身近な基礎自治体である本市が、圏域の牽引役として機能し、複雑で多様な大都市固有の行財政需要に対応し、自立的な行政運営を推進できるよう、現在の政令指定都市制度の枠組みをさらに強化・拡充することを国に求められたい。
- ② 地方税財政改革の推進については、今後大きくなる地方の役割を踏まえ、必要な地方財源総額の確保に努められたい。ついでに、消費税、法人税を含めた複数の基幹税からの税源移譲により、国・地方の役割分担に応じた租税配分を実現し、歳入構造を地方税中心とすることに努められたい。
- ③ 都市の役割分担にふさわしい大都市特例税制の創設や消費流通課税の配分割合の加算など大都市税財源の充実強化に向けた要望活動にも積極的に取り組まれたい。
- ④ 軽自動車税・自動車取得税・自動車重量税の見直しが進められているが、これらが都市基盤整備などの貴重な安定財源となっていることから、市町村に対する確実な代替税財源を確保することを強く国に求められたい。
- ⑤ 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方間で再配分する地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること、また、国の施策として法人実効税率を更に引き下げの場合には、法人住民税が減収とされない制度設計を行うことを強く国に求められたい。
- ⑥ 償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持することを強く国に求められたい。



- ⑦ 消費税の軽減税率制度を導入するに当たっては、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮することを国に対し強く求められたい。
- ⑧ 地方交付税の改革については、臨時財政対策債による対応は速やかに廃止し、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応するよう国に求められたい。
- ⑨ 国庫補助負担金の改革については、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲されるよう求められたい。
- ⑩ 都市経営の観点に立ち、大阪経済圏の成長を図り、関西全体の持続的な成長・発展に貢献する都市としてあり続けるため、将来の税源の涵養が望める具体的な施策・事業について、「大阪の成長戦略」に基づき選択と集中による積極的な展開を図られたい。
- ⑪ 都市の再生を図るため、「都市再生緊急整備地域」での民間による都市開発を促進する「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」における「国際戦略総合特区」並びに「特定都市再生緊急整備地域」の制度を活用した事業の推進に取り組まれたい。
- ⑫ 「国際戦略総合特区」の推進により、戦略拠点の形成に向けた取り組みを進めるとともに、本市として効果的な施策・事業に一体的に取り組むことが必要であり、産学官連携による知的創造活動の強化や成果の事業化・新ビジネスの創出を促進するなど、大阪経済の活性化に努められたい。
- また、「環境・エネルギー」や「健康・医療」をはじめ、大阪の強みを活かすことで今後市場の成長が期待される産業分野への中小企業の参入を促進されたい。
- ⑬ 魅力ある都市環境の創出に向け、官民連携によるエリアマネジメントとして大阪版B I D制度の運用が開始されているが、さらなる推進に取り組まれたい。また、法的な権限のもとで財源を確保できるB I D制度の実現をめざし、都市再生推進法人への税制支援制度等の整備が図られるよう国に求められたい。
- ⑭ 創造的人材の育成・交流機能の強化を図るため、大学等との連携強化と立地の促進に取り組むとともに、雇用創出につながる内外からの企業誘致、投資の呼び込みを進めるため、大阪府や経済団体等と連携し、積極的なプロモーション活動を展開されたい。

- ⑮ 大阪の成長に資するよう、MICE機能のさらなる充実を図り、大阪観光局と連携するなど、戦略的なMICE誘致に取り組みたい。
- ⑯ 成長産業分野の事業所や工場などの立地・定着を促進するため、「国際戦略総合特区」の制度を最大限活用するとともに、立地支援の充実に努められたい。

2. 科学技術の振興

- ① 都市の再生には経済の活性化が不可欠であることから、新しい価値を生み出す科学技術の振興を図るとともに、産学官連携を強化し、関西の優位性を生かしながら、今後の成長が期待される「環境・エネルギー」「健康・医療」「ICT」関連の3つの産業分野の育成・振興に努められたい。
- ② 市立大学において、人工光合成研究センターを拠点とした産学連携による人工光合成研究や、「うめきた」における抗疲労研究などの健康科学研究、都市防災研究等の一層の進展に向け、総合大学の利点を生かして学部の枠にとらわれない研究活動を促進されたい。また、共同研究の充実・強化や市立大学が有する先端技術等を活用した新産業の創出など産学官連携の推進とともに、工業研究所、環境科学研究所等、本市の研究機関との連携を強化し、市政のシンクタンクとしての機能を発揮されたい。
- ③ 健康・医療関連産業分野において、事業化を支援する仕組みをさらに充実し、新商品・サービスの開発や産学官と連携を進めることにより、健康・医療産業の先進地域を目指して取り組まれたい。

3. 都市力強化のためのハード・ソフトのインフラ整備

(1) 社会基盤

- ① うめきた2期区域については、比類なき魅力を備えた緑の空間とイノベーションを生み出す中核機能の融合拠点の形成とそれを支える基盤整備（JR東海道線支線の地下化・新駅設置、土地区画整理、公園整備）の着実な推進に取り組まれたい。また、中之島西部地区では、水と緑に恵まれたステータス性のある都心のビジネス環境や歴史性を生かした民間開発促進の条件整備を進め、国際文化交流ゾーンの形成に努められたい。

うめきた先行開発区域の知的創造拠点「ナレッジキャピタル」の中核施設として世界から

人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション創出支援事業を推進されたい。

- ② 国際化・情報化が急速に進展し都市間競争が本格化する21世紀において、本市が将来にわたって持続的な発展を確保していくためには、時代に即した都市機能を備えたまちづくりを着実に進めていく必要がある。とりわけ、臨海部は大阪市に残された貴重な都市空間であり、一層活用していくことが喫緊の課題である。

こうした観点から、社会経済情勢の変化を的確にとらえ、新臨海部の活用推進や在来臨海部の活性化など、時代のニーズに対応した新しいまちづくりに積極的に取り組まれない。

- ③ これまで構築してきた姉妹都市をはじめとする国際的な都市ネットワークに加え、新たに伸張著しく交流が期待できる都市や地域との協力関係を深めながら、幅広い分野での国際交流、国際協力を一層推進するとともに、これらを通じて世界に向けて大阪の都市魅力を積極的に発信するほか、市内諸施設の有効活用により総合的な国際化施策に取り組まれない。

- ④ 咲洲コスモスクエア地区については、大型車の渋滞緩和やペDESTリアンデッキの整備など地区の環境改善を進めるとともに特区地域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を目的としたインセンティブ制度を活用し、魅力あるまちづくりを早期に図られたい。また、舞洲などの用地の売却にあたっては、計画的なまちづくりを進めながら事業の資金収支を見極めた上、適正に処分を進められたい。

- ⑤ 市民に親しまれる港づくりを進めるとともに、地域の活性化や魅力あるウォーターフロントの実現のため、民間活力を導入し、此花西部臨海地区、築港地区、弁天埠頭地区、鶴浜地区など来臨海部の再開発を推進されたい。

- ⑥ 水道事業の海外展開については、事業の持続性の確保と国際貢献の観点から官民連携により積極的に図られたい。

- ⑦ 阿倍野地区、鶴橋地区等の再開発事業、並びに淡路駅周辺地区、三国東地区等の土地区画整理事業を推進するにあたっては、新しい発想・手法で事業を推進するとともに、市内各地域の拠点となるその他のプロジェクトの推進を図られたい。

- ⑧ 天王寺・阿倍野ターミナル周辺地域の活性化を図るため、特に阿倍野再開発事業の早期の事業収束に向け、必要な事業費を確保するとともに、確実な事業推進に努められたい。

- ⑨ 関西国際空港については、国際拠点空港としての機能を十分に発揮できるよう、国に働き

かけられたい。

- ⑩ 将来の日本の発展に必要な社会基盤であるリニア中央新幹線の全線同時開業（東京都・大阪市間）及び北陸新幹線の大阪までの早期全線整備に向け、国やJRなどの関係先に強く働きかけられたい。
- ⑪ 大阪外環状線など、本市の主導による計画の推進に取り組むとともに、「なにわ筋線」「西梅田 - 十三連絡線」「中之島新線延伸」などの大阪の成長に資する路線についての整備を図られたい。
- ⑫ 都市基盤として必要な市営交通の計画路線の整備について、引き続き取り組まれない。
特に、現在の近畿地方交通審議会の答申路線となっている地下鉄8号線今里～湯里六丁目間の整備については、次期答申にも位置づけられるよう国に対して働きかけるとともに、大阪市として早期に完成されたい。
また、地下鉄7号線大正～鶴町間など他の条例化計画路線の整備についても引き続き取り組まれない。
- ⑬ 新たな公共交通システムであるBRT（バス・レピッド・トランジット）について、大阪市鉄道ネットワーク審議会の「地下鉄第8号線の延伸[今里～湯里六丁目間]に関する中間とりまとめ及び中間とりまとめを踏まえた提言」にあるように、利用しやすさや沿線のまちの活性化、需要の喚起・創出などの観点も踏まえ、都市計画局と交通局が連携して、社会実験の実施に向けた検討を進められたい。
- ⑭ 産業を支える物流インフラである港湾の国際競争力の強化を図り、産業の国際競争力の強化を目指す「国際コンテナ戦略港湾」について、国や神戸市、さらには阪神港の港湾運営会社である阪神国際港湾株式会社との連携を図りながら、様々な施策を展開し、早期に成果を挙げられたい。
- ⑮ 港湾管理の一元化については、「連携協約」と「事務の代替執行」を組み合わせた制度など、制度の比較検証を詳細に行い、より効率的な経営スキームを検討されたい。
- ⑯ 大阪港の既存ストックの有効活用を図るため、港湾施設の機能向上と、予防保全による計画的・効率的な維持管理を行えるよう、維持補修の充実と定期点検等に必要な財源の確保に努められたい。

- ⑰ 国際海上運送システムの信頼性の向上を図るため、港湾施設の保安対策を推進されたい。
- ⑱ 地域の実情に即した用途地域、容積率等の指定及び港湾活動の低下した臨港地区の見直しを適時図られたい。また、土地売却に加え、実情に応じて定期借地の導入を図るなど多様な土地提供手法により、土地の流動化を促進するよう努められたい。

(2) 文化力

- ① 大阪城公園から四天王寺に至るエリアを、市民に親しまれ大阪を代表する歴史ロマンあふれるエリアとして、大阪城公園のPMO事業や難波宮跡公園の整備など魅力向上に努めるとともに、世界遺産の登録に向けた取り組みを積極的に図られたい。また、豊臣石垣の公開など大阪城が本物の歴史文化の観光拠点となるよう、大阪城エリアの魅力向上に取り組まれた



い。

- ② 市民が生活の中で芸術・文化を楽しむまちづくりを進めるため、芸術作品を鑑賞する機会の提供や公演等への支援など「芸術文化振興条例」に則った芸術・文化の振興を図られたい。
 - ③ 新しい感性に満ちたオリジナルな文化の創造や情報発信力を高めるため、文化施設間の連携や既存施設の有効活用を図るなど効率的な文化事業の展開を図られたい。
- また、公園や公共スペースを青少年の音楽活動などの練習場や発表の場として開放するなど、青少年の活動を支援されたい。
- ④ 芸術文化活動に対する支援を充実し、大阪が誇る芸術文化ブランドをさらに大きく育むよう努められたい。また、伝統芸能の普及・振興を図るとともに、それらを活用した観光メニューの創出など、市民・ビジターの鑑賞の機会創出に努められたい。

また、大阪市音楽団に対しては、一般社団法人に移行した後も、当該法人の自主的な経営基盤の確立に向け、必要な期間において、助成その他の支援を講じられたい。あわせて、大阪フィルハーモニー交響楽団や文楽協会など大阪の誇る文化団体の取り組みを支えるため、ふるさと納税制度を利用した「なにわの芸術応援募金」の認知度向上に努めるなど、積極的かつ継続的な支援についても検討されたい。

- ⑤ 新美術館の整備にあたっては、文化の継承に貢献するとともに、中之島のまちづくりや賑わいの核となることで都市の魅力と創造性を向上させ、集客観光の強力なツールとなるよう、民間資金の積極的な活用や市民からの寄付も含めた具体的な方策を検討されたい。また、国有財産売買契約で指定された期日を踏まえ、違約金回避に向けた取り組みを進められたい。

(3) 観光力

- ① 大阪の活性化とさらなる集客力の向上につなげるため、これまで整備してきたハードや歴史的・文化的資産、例えば大阪のシンボルであり、世界的ブランド・ストリートとしての御堂筋や、道頓堀川をはじめとする「水の回廊」、水の都大阪の中心地域である中之島、日本三大祭りの一つである「天神祭」など、大阪ならではの魅力を活用したにぎわいの創出、集客機能の向上につながるソフト施策の充実を図られたい。とりわけ観光庁における「観光立国」の実現に向けた施策と連携するとともに、国や関西広域連合並びに他の自治体との広域連携により、大阪の観光戦略に基づき、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成し、国内外からビジターの獲得に努めるとともに、花と緑・光と水あふれるまちづくりや地域の特色を生かした魅力開発に努めるなど観光施策の推進を図られたい。
- ② 景観法を効果的に活用することにより、住む人や大阪を訪れる人々が大阪に美しさや魅力を感じて、快適に暮らし、活動できるように、民間の活力を生かしながら、集客の拠点となるエリアや都心のにぎわい空間などの景観の向上とともに、歴史・文化資源など地域の特性を生かした美しく風格のある都市景観の創出を図られたい。
- ③ 観光産業の振興を推進するにあたっては、大阪城・USJ等の観光施設の集客効果を生かして、国内外における観光プロモーションを一層強化するとともに、大阪の知名度向上と集客力の強化に資するために、大阪フィルムカウンスルと連携し、国内外の映画・テレビドラマ等の撮影の誘致に努力されたい。また、これまで整備をしてきた施設などを活用したソフト施策に力を注ぎ、集客魅力の創出、安価で便利な周遊券の利用促進、観光案内機能の向上や観光バスの乗降場等の確保など外国人旅行者を含むビジターの利便性と周遊性を高め、宿泊・滞在型の観光を一層推進されたい。

さらに、水の都大阪の再生に向け、都心の水辺を生かした恒常的なプログラムの充実など、まちの魅力づくりに積極的に取り組まれない。

④ 観光プロモーションを担う大阪観光局については、数値目標の達成度のみを評価するのではなく、各事業の効果についても検証を行うとともに、巨額の赤字が再び発生することのないよう、ガバナンスの向上に努められたい。

⑤ 中央公会堂や再整備した中之島公園など中之島ゾーンの豊富な自然資源、歴史・文化資源をはじめ、世界からも高い評価を受けている文楽などの伝統芸能についての情報発信を一層強化するとともに、エコの観点にも配慮した効果的なライトアップや「OSAKA光のルネサンス」等の集客イベントの充実などにより、集客面からの魅力向上を図られたい。

また、市民が主体となって魅力あるまちづくりに取り組む気運を高め、大阪ならではの観光資源を発掘するため、来訪者との交流を進める市民主導型「まち歩き」等の「コミュニティ・ツーリズム」事業の推進に取り組まれない。

⑥ 外国人旅行者が急増する中、外国人が交通機関を便利に利用でき、目的地まで到達できるよう、外国語を併記した案内表示の充実などソフト・ハード両面にわたり、サービスの改善を図られたい。

4. 責任あるエネルギー戦略

エネルギーの安定供給と新たなエネルギーシステムの確立をめざして積極的に取り組みを進められたい。

エネルギーの安定供給のために必要となる太陽光発電や風力発電などあらゆる再生可能エネルギーや、コージェネレーションなどの分散型電源、蓄電池などの導入拡大に向け補助制度を再開するとともに、新たなエネルギー源の研究・開発を積極的に推進し、それらの事業を通じて、地域分散型エネルギーシステムの確立を図られたい。

また、臨海部を環境・エネルギー産業集積のモデルエリアとするため、民間施設などへの再生可能エネルギーなどの導入促進やスマートコミュニティの推進等に取り組まれない。

さらに、中小事業者の省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援する施策に取り組まれない。

II. 地域力の強化・女性活躍推進

1. 個性豊かで魅力ある地域

- ① 大阪経済を担う新産業の創出が求められており、高度な技術力を産業振興に活かすため、特許など知的財産の活用を促進する支援策の強化をはじめ、大学や工業研究所など研究機関が有する研究成果と地域の企業ニーズとをより効果的に結びつけ、事業化を目指すプロジェクトの創出を図るなど、関係部局が一体となった産学官の連携強化の取り組みに努められたい。また、ものづくりの活性化に向けて、区役所等と連携し、地域の産業ネットワークづくりや市内の工業集積の維持・発展を図るための施策を充実されたい。
- ② 地域商業の活性化に向けて、商店街や小売市場などが地域団体等と連携しながら新たな魅力づくりに取り組む活動を支援するなど、地域の実情に応じた支援の充実を図るとともに、商店街の経営環境が厳しくなる中で、アーケードの維持管理や撤去に向けた支援を引き続き行われたい。

また、大規模小売店舗の出店にあたっては、地域社会と共存が図られるよう、十分な対策を講じられたい。



- ③ 大阪経済の活性化に向けて、その担い手となる若い世代や女性が能力を十分に発揮し働くことができるよう、就労支援の充実を図られたい。
- ④ 大阪の地域資源を活かし地域社会の力を高めるために、社会課題をビジネス手法で解決するソーシャルビジネスへの理解を拡げるとともに、NPO（民間非営利活動団体）・企業等の社会起業家への創業支援及びネットワーク化の促進を行うなど、ソーシャルイノベーション創出への支援に取り組むこと。
- ⑤ 大阪市民活動推進条例に基づき、NPO・企業等の社会起業家の主体性を尊重しつつ、その活動が推進されるよう施策を講ずるとともに、効果的・効率的な行政運営に向け、これら市民公益活動との連携、協働の一層の促進を図られたい。
- ⑥ 地域コミュニティの活性化を図り多様化する市民生活の課題に対応していくために、

住民自治の基礎的単位である町会組織を束ねる地域振興会や地域で活動する各種の地域団体が、長年にわたって地域社会の様々な課題について対応してきた大阪市の特性を踏まえ、区役所が中心となって、それら活動の担い手や人材育成などの支援を行い、自律的、持続的に地域運営が図られるようにされたい。

- ⑦ 地域活動協議会については、拙速を避け、画一的に仕組みを押し付けることなく、地域の実情にあったものとなるよう進められたい。

またあわせて、様々な活動団体が協働して取り組めるように環境を整えるとともに、まちづくりに関わる中間支援組織等と区役所との連携によるきめの細かい支援を図られたい。

- ⑧ コミュニティづくりを推進するため、地域集会施設等への固定資産税の減免を継続されたい。また、現在の利用形態のままで、真に必要な地域集会施設の整備拡充に努められたい。

- ⑨ 区民センターについて、可能な限り早期に計画的に整備するとともに、既存の区民施設についても機能向上を図り、その老朽化の現状や地域住民の長年の要望の声等に鑑み、必要な建替えに向けた調査や計画策定に着手されたい。

特に、東住吉区、東淀川区、住之江区について対処されるよう強く要望する。

- ⑩ 文化施設をはじめとする市民利用施設の利用時間を延長されたい。
- ⑪ 区長が局長をはじめとする局組織を指揮監督し、区の実情や特性に応じた施策を総合的に展開するために導入された区CM制度について検証されたい。

2. 中小企業・小規模事業者の支援

- ① 中小企業の海外で「売れる」製品の開発や販路拡大ができるよう、海外見本市等への出展をサポートするとともに、海外企業との商談会を企画・開催するなど、上海事務所やビジネスパートナー都市などのネットワークを最大限活用しながら、アジアを中心とした国際ビジネス活動の支援を促進されたい。

- ② 中小企業が地域経済において果たす役割の重要性を十分に認識し、「大阪市中企業振興基本条例」に基づいて、国や他都市、経済団体、中小企業支援機関等と緊密に連携を図りながら、中小企業の健全な発展や市内経済の活性化に向けた施策を総合的に推進されたい。

そのため、中小企業総合支援拠点である「大阪産業創造館」や技術支援拠点である「工業

研究所」などの支援機関について、蓄積してきた企業ネットワークや支援ノウハウを生かし、さらなる機能の充実に取り組まれない。

また、ものづくりは、他の産業への波及効果も大きく、大阪経済の持続的な発展のために大きな役割を果たしており、その育成・支援は極めて重要である。

大阪市内においては、こうした基幹的な産業であるものづくりについて、西部臨海部や東部地域に代表される地場での集積があるが、それぞれ得意とする技術や製造する品目が異なり、集積する各企業間であっても、そのニーズは更に多岐に渡るものになっている。

こうした企業のニーズを的確にとらえ、区役所とも連携して、本市支援施策の浸透を図るとともに、企業の実態やニーズに応じたきめこまやかな支援を行うことが必要であり、地場の基幹産業の集積の力を大阪市経済の活性化に波及させていくことも重要である。

さらに、ものづくりの国内外での販路を開拓するため、「売れる」商品づくりに向けて市場動向・ニーズを捉えた製品開発や技術課題の解決を支援するとともに、より効果的な商談機会を創出するための展示会の誘致や、受注機会を拡大するためのテーマ別商談会の開催や海外バイヤーとの商談支援、海外見本市等への共同出展の支援を行うなど、産業創造館や工業研究所などの支援機関も一体となって大阪のものづくり企業の実力を広くアピールするような取り組みを積極的に行われたい。

- ③ 大阪産業創造館などの中小企業支援機関と連携し、中小企業への資金調達の円滑化に努められたい。
- ④ 大阪経済の活性化を図り、雇用の確保・創出につなげるため、競争力のある強い中小企業の育成や創業の促進に努められたい。このため、経済情勢や企業実態の把握と施策の立案機能を強化するとともに、中小企業総合支援拠点である「大阪産業創造館」の機能を充実し、創業・新事業創出・経営革新支援事業等に取り組まれない。
- ⑤ 大阪市発注工事において市内本店優遇措置を講じ、一定の成果をあげているとのことであるが、引き続きその効果を検証しながら優遇措置を継続されたい。
- ⑥ 大阪に多く集積するデザイン、コンテンツ、広告などのクリエイティブ企業のネットワー

クを拡大し、デザイン性や企画・販売力のある製品・サービスの開発に向けてものづくり企業との協働を促進するなど、クリエイティブ関連産業の振興に取り組まれない。

- ⑦ 中小企業や業界団体、商店街などの受発注や販路拡大など経営力強化のための支援とともに、中小企業の人材育成や確保に努められたい。

3. すべての女性が輝く社会の実現

- ① 男女共同参画社会の実現を目指した大阪市男女共同参画推進条例に基づき策定された基本計画に沿って、総合的な施策の充実を図り、市民・事業者・行政が一体となって男女共同参画を推進されたい。また、本市がこれまで長年にわたり、ともに歩んできた女性団体の果たしてき



た役割を尊重し、支援をしつつ、「すべての女性が輝く社会」の実現をめざした女性の活躍促進施策の全庁横断的な推進についても積極的に取り組まれない。

- ② ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者を支援するシステムの充実を図られたい。

Ⅲ. 暮らしの安全・安心、教育再生

1. 持続可能な福祉制度と健康づくり

(1) 総合的な福祉施策の推進

① 社会福祉の基礎構造改革、介護保険制度、障害者総合支援法など福祉にかかわる諸制度は、近年めまぐるしく変革を続けている。真にサービスを必要とする市民に必要なサービスを提供できるよう、受益と負担との関連に配慮しつつ、複雑多様化する市民の福祉ニーズに的確に対応するとともに、サービス利用者を支援する諸制度の拡充を図られたい。

また、平成24年12月に策定された「大阪市地域福祉推進指針」に基づき、地域福祉を推進するための仕組みづくりを進めるとともに、「大阪市次世代育成支援行動計画」及び「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」並びに「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各施策を着実に推進されるなど、総合的な福祉の推進を図られたい。

さらに、障害者や高齢者をはじめとするすべての市民が安心して快適に行動できるよう「ひとにやさしいまちづくり」の整備を積極的に推進されたい。

② 「大阪市地域福祉推進指針」に基づき、各区の実情に応じたアクションプランへの見直しを推進するとともに、市民が自ら福祉サービスを適切に利用できるよう、情報提供、権利擁護、苦情解決などのシステムの充実を図り、総合的な地域福祉を推進されたい。

③ 増大する福祉ニーズに対応するため福祉人材確保施策とともに、ボランティア活動の育成支援策を講じられたい。また、併せて、大阪市社会福祉協議会並びに、各区社会福祉協議会や地域社会福祉協議会との役割分担のもと、事業のあり方と実施体制などが地域福祉・活動の停滞を招かないような施策展開に努められたい。

(2) 障害者福祉

① 平成25年4月より施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく障害福祉サービスの利用促進に努めるとともに、サービス提供基盤の確保に努められたい。

② 放課後等デイサービス事業などの障害児支援事業者の質の向上に努められたい。

③ 地域における自立生活の推進のため、グループホームの整備など在宅福祉施策の充実を図られたい。

- ④ 市の実情を踏まえ、利用者が安心して適切なサービスが受けられるよう、サービス報酬体系などにかかる必要な改善について、国に対して要望されたい。
- ⑤ 「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、障害者就労支援事業所等に対する発注に積極的に取り組まれるとともに、障害者の就業支援策の充実を図られたい。
- ⑥ 「発達障がい者支援室」による関係局の連携強化や、ライフステージに応じた乳幼児期から成人期までの一貫した支援の充実を努められたい。

(3) 高齢者福祉

- ① 団塊の世代が10年後にはすべて75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加していくことや、本市はひとり暮らし高齢者数が全国で最も多いことなどから、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿って、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護拠点の建設を促進するとともに、介護療養型医療施設の円滑な転換や、特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー確保のための改修に取り組むなど介護基盤の充実を図られたい。
- ② リハビリテーションの利用者が、医療から介護に移行しても、ニーズに沿ったサービスを一貫して受けることができるよう、制度の充実について国に対して要望されたい。
- ③ 介護が必要な状態になることを予防する観点から、要介護認定で「自立」と認定された高齢者に対する介護予防事業の充実を図られたい。また、より身近なところで介護予防のマネジメント及び総合相談等を行えるよう地域包括支援センターの充実を図られたい。
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたっては、全ての要支援者等が個々の状態に応じて必要なサービス提供を受けられ、安心して在宅生活を送ることができるように事業構築を図られたい。
- ⑤ 「介護保険事業」については、効率的・効果的な運営ができるよう、所要の措置を講じられたい。また、「おおさか介護サービス相談センター」が利用者・事業者から中立的な立場で苦情解決を図れるよう努めるとともに、市民への広報・啓発の充実を図られたい。
- ⑥ 増え続ける認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見制度のより一層の利用促進に向けて、専門職団体等とも連携しながら取り組みを進められたい。
- ⑦ 敬老優待乗車証交付制度（敬老パス）については、対象を市営交通に限定し、年3,000円

(カード発行・更新手数料のみ) を利用者負担とし、乗車ごとの50円負担を求めないこと。

- ⑧ 弘済院の認知症医療と介護の専門機能の継承に向けた取り組みの推進とともに、附属病院については、早急に建替えに着手されたい。

(4) 生活保護

生活保護については、保護費が平成26年度決算において前年比3億円の減と、3年連続で前年度決算額を下回ったものの、未だに不正受給が後を絶たない事や貧困ビジネス及び医療扶助の問題が残っており、市民の制度への信頼が揺らいでいる。

こうした中、これまで国に対して要望してきた内容も盛り込まれた「生活保護法の一部を改正する法律」が成立したところであるが、改正された生活保護法の下においても実施可能



な適正化策に引き続き取り組まれない。

- ① 改正された生活保護法に則して適切に保護を実施するとともに、新たに生じる課題や改善点については、具体的事例を示しながら国に改善を要望されたい。
- ② 生活保護の実施にあたっては、ケースワーカーをはじめとする人件費・事務

費を含め、全額国庫負担とすることを国に要望されたい。

また、住所不定者について、相談を受けた自治体が実施責任を負う原則を徹底することを国に求められたい。

- ③ 貧困ビジネスに対する適切な法規制と必要な対策に要する経費への国による財源措置等を国に要望するとともに、貧困ビジネス対策に引き続き取り組まれない。
- ④ 高齢者専用住宅等が増加する中、高齢者を対象とする不適正な医療や訪問診療を装った不正な診療報酬請求などの社会問題が顕在化してきており、平成24年の市会において可決された意見書を踏まえ、一部自己負担の導入、過剰な医療を客観的に審査できる仕組み・基準の設置を国に要望するとともに、不正請求対策等、医療扶助の適正化に引き続き取り組まれない。
- ⑤ 不正受給や貧困ビジネスの介在を排除するため、現物給付の拡大に引き続き取り組む

とともに、民間住宅家賃の代理納付について区と連携しながら拡充に取り組みたい。

- ⑥ 年金や最低賃金との不整合などがモラルハザードを引き起こしている実態に鑑み、雇用・労働施策や社会保障制度全般のあり方を含めた抜本的な改革を国に要望されたい。
- ⑦ 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、「生活保護法の一部を改正する法律」とともに成立した「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立支援制度」が実効あるものとなるよう、国に対して必要な財源の確保について要望されたい。
- ⑧ 雇用状況の改善に向け、若年者をはじめ障害者、母子家庭の母や高齢者など就職に向けた支援が必要な人への就業を支援するため、国・府と連携しながら職業相談や職業紹介事業の推進を図るとともに、生活困窮者自立支援制度と連携して取り組みたい。

(5) ホームレス・あいりん対策

- ① ホームレス問題及びあいりん対策は、一地方公共団体の取り組みだけでは解決し得ない都市問題であることから、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、法に基づく基本方針が国により策定されており、今後とも、ホームレス・あいりん対策を総合的に推進するため、国に対して自立支援事業に対する財政措置（10/10補助）の確保、さらに、全面的に公的扶助に頼ることなく、自らの意思で自立して生活できるように支援する観点から実効性のある特別就労対策事業等について引き続き検討し、実現するよう要望されたい。

地域住民が良好な環境の中で暮らせる地域社会とするため、全庁的なホームレス対策の推進に向け、相談体制の強化や自立支援センター及び保健医療対策の充実も図るとともに、公園や道路の機能の正常化に向けた実効性のある施策の推進に努められたい。特に、ホームレスの自立にあたっては就労支援が重要な問題であることから、行政機関、経済団体、労働団体で構成される「大阪野宿生活者（ホームレス）就業支援協議会」や国の委託事業である「大阪ホームレス就業支援センター」を通じて、新たな就労先の開拓など、総合的な対策を一層推進されたい。

- ② あいりん地域事情を踏まえた総合対策の推進、並びにあいりん総合センターのあり方検討を含めた、環境改善及び安心・安全なまちづくりに向けて取り組みたい。

また、年末年始における施設入所援護、あいりんシェルター等については、今日の実情を踏まえ、効率的・効果的な事業となるよう見直しを図られたい。

(6) 国民健康保険

国民健康保険の財政健全化を図るために給付費の適正化を推進するとともに、被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも効率的・効果的な収納率向上の取り組みを行い、保険料収入を確保するなど収支の均衡を保つよう努められたい。

また、国においては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険の財政支援の拡充を図ったうえで、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営に中心的な役割を担うとされたところであるが、引き続き、円滑な都道府県単位化と、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を国に強く要望されたい。

(7) 保健・医療施策

- ① 地域保健行政の充実強化を図り、がん検診などの健康診査事業の拡充をはじめとする生活習慣病対策の強化や市民の健康づくりを進めるとともに、高齢社会に対応した介護老人保健施設の整備促進、保健・医療面からの在宅高齢者対策などを推進されたい。

また、大規模食中毒事件などの健康危機管理体制の充実を図られたい。

- ② 結核事情を改善するため、DOTSを中心とした結核対策の推進を図るとともに、今後発生が危惧されている新型インフルエンザ、ウエストナイル熱等の新興・再興感染症等やエイズ、O157、ノロウイルスなどに対応し得る総合的感染症対策を推進されたい。
- ③ 新型インフルエンザをはじめとした健康危機管理事象が発生した際には、学校園との連絡・協力体制に基づく連携を図るなど、より一層の健康危機管理体制の強化を図られたい。
- ④ 大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第2次）」の着実な推進を図られたい。
- ⑤ 夜間・休日の精神科を含む救急医療体制及び夜間の歯科科救急医療体制の充実を図られたい。
- ⑥ 市民が安心して適切な医療を受けられるように、総合医療センターや十三・住吉市民病院・市立大学医学部附属病院における医療面での機能分担を明確にするるとともに、各病院間の連携を深めるなど、ソフト面でのネットワーク化を図られたい。
- ⑦ 住吉市民病院廃止後に誘致する民間病院において、安定的かつ継続的に小児・周産期医療が実施されるよう検証、指導を行い、大阪市南部保健医療圏において不足する同医

療を充実させること。

- ⑧ 地方独立行政法人大阪市民病院機構においては、引き続き一層の経営健全化に努め経営基盤の確立を図り、これまで担ってきた救急医療、精神医療などの政策医療、公的医療についても充実を図るなど、将来にわたって安心・安全な医療を継続して提供し、その役割を果たされたい。また、医師・看護師等の人材の確保に努められたい。

なお、地方独立行政法人大阪市民病院機構の事業推進にあたっては、福祉局との協力のもと、介護機能との連携を図りながら、弘済院附属病院における認知症医療の機能を継承するため、市民病院事業の推進、医療対策等の所管局である健康局が窓口として、連絡・調整に努められたい。

- ⑨ 南港ポートタウンの地域医療対策も含めベイエリア地域については、府の医療計画の基準病床数が課題ではあるが別枠となるように、地域の実情にあわせて、総合的な医療施設等の誘致に取り組まれたい。

- ⑩ 市立大学医学部附属病院は教育・研究機関としての性格をあわせもっているが、医療機関としてなお一層の経営健全化を図るとともに、特定機能病院として、より一層高度で先進的な医療を提供し、先端予防医療を推進されたい。また、老朽化した医療機器や施設を計画的に整備されたい。

2. 出産・子育てを応援する社会

人口減少、合計特殊出生率のさらなる低下に歯止めをかけるため、出産は家庭内の個別の事情であるとはいえ、保育所待機児童の解消をはじめとする、安心して子供を産み育てることが可能な社会的環境づくりに重点的に取り組み、以下に掲げる項目の充実に努められたい。

- ① 医療保険の適用外となっている不妊治療を保険適用とするとともに、女性が安心して子供を産むことができるよう妊娠・出産は病気ではないという通説を乗り越え、妊婦健診も保険適用とし、さらに出産にかかる費用の原則無料化が図られるよう国に要望されたい。
- ② 子供を健やかに産み育てられる環境の整備を図るため、大阪市こども・子育て支援計画の推進に努められたい。

- ③ 民間保育所の新築や増築、分園整備、認定こども園により総合的に待機児童の解消を図るとともに、保育時間の延長や休日、夜間、一時預かり、病児・病後児保育など多様なニーズに対応できるよう、さらに民間保育所等に対する助成の充実を図られたい。
- 訪問型病児保育事業については、女性が輝く社会をめざし仕事と子育てを両立できる環境を整えるために、民間の活力を生かしながら利用者が使いやすい制度となるよう各区のニーズを踏まえ取り組みを進められたい。
- ④ 低年齢児の入所枠の拡充に向けて、保育の安全性および質の確保について確認しながら、小規模保育事業を推進されたい。また、待機児童解消にむけて、これまで実施してきた保育ママ事業について検証されたい。
- ⑤ 1歳児保育士配置基準については、児童の安全確保の観点からこれまで大阪市が進めてきた5対1の基準を堅持されたい。
- ⑥ 平成31年度末まで期間が延長された面積基準緩和経過措置については、措置の終了を見据えて面積基準緩和措置の解消を図られたい。
- ⑦ 保育所の民間移管について、急激に進めるのではなく、将来を見据えて公と民がそれぞれの役割を果たしつつ連携して進めること。
- ⑧ 子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、地域子育て支援拠点事業の未実施となっている箇所については、できるだけ早期に設置されたい。
- ⑨ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う保育料の設定にあたっては、保護者負担の軽減を図られたい。市立幼稚園の保育料については、大幅な引き上げによる保護者負担の増大をまねかないこと。
- ⑩ 子ども・子育て支援新制度の実施において、保育所入所決定時期の前倒しや認定こども園への移行促進など個別の事案について、市として最大限課題の解消に努められたい。
- ⑪ 私立幼稚園については、保護者負担の軽減の観点から、就園奨励費や幼児教育費の補助単価の引き上げを図るとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、助成を拡充されたい。また、国に対して、私立幼稚園の設置許認可等に関する権限の移譲及び私立幼稚園への助成に要する財源について、税源移譲により措置されるよう求められたい。

⑫ 市立幼稚園については、特別な支援を要する幼児のセーフティーネットとしての機能を果たすため、維持継続されたい。

また、未就園児クラスが実質的に需要の高まる中、3歳児クラスを実施している園で抽選もれで入園できない児童が多いことなどを考慮し、3歳児保育の拡充を図られたい。また、一時預かり事業（幼稚園型）については、制度の充実を図られたい。



⑬ 土地の高度利用が進んでいる都市部において、保育所・幼稚園・学校等の園庭で必要な日照を確保するため、関係法令等の整備を国に要望されたい。加えて、保育所・幼稚園・学校等の園庭への日影の影響が大きい建築計画については、必要に応じて建築主に対して、周辺の方々への事前説明を十分に行うよう行政指導を徹底されたい。また、日影の

影響を少なくする建築形態について自主的なルール作りができる建築基準法に基づく建築協定制度の周知に努められたい。

⑭ 若い世代が住む活力あるまちづくりを進めるため、家賃補助制度などの新婚世帯向け住宅施策や、子育て安心マンション認定制度、分譲住宅購入融資利子補給制度、民間賃貸住宅に対する支援などの子育て層向け住宅施策を一層推進されたい。

⑮ 少子化対策の重要性が増す中、講座や交流会など、結婚を願う独身男女の出会いのきっかけづくりについて、本市の関与を検討されたい。

⑯ 児童虐待ゼロを目指し、虐待の予防及び早期発見から虐待を受けた児童の保護及び自立支援まで、児童を虐待から守るための総合的な施策を推進されるとともに、その中心となる子ども相談センターの機能強化や児童虐待防止地域ネットワークの充実を図られたい。

⑰ 少子化社会の中、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたち一人ひとりがいきいきと輝き、伸びやかに育つ環境を創出することは非常に重要である。このような次世代育成支援の観点からは、すべての子どもに等しく医療を提供すべきであり、現在大阪府下においても堺市をはじめ、36市町村が乳幼児医療費助成の所得制限を設けていない。

よって、大阪市においてもこども医療費助成の所得制限を廃止するとともに、対象年齢を18歳まで拡充されたい。

- ⑮ 青少年の健全育成を図るため、総合的な青少年施策の推進に努められたい。
- ⑯ 放課後児童の健全育成については、すべての児童を対象とした児童いきいき放課後事業と留守家庭児童対策事業の利用実態を踏まえた活動内容等の充実強化に努められたい
- ⑰ 子供や家庭を社会全体で支援し、健やかに成長できる環境づくりを図るため、児童育成施策の推進に努められたい。特に、地域における推進組織としての各区「青少年育成推進会議」活動の充実を図られたい。
- ⑱ 青少年が豊かな心を育むことができるよう、地域において世代間の交流事業を推進されたい。また、子供たちが様々な体験活動を通じて、個性と創造性を伸ばし、自己の可能性を広げる施策の充実を図られたい。
- ⑳ 青少年指導員、PTA、子ども会育成連合協議会等の充実強化を図られたい。
- ㉑ 塾代助成事業については、学力や学習意欲の向上、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て家庭の経済的な負担を軽減して可処分所得を増やし、地域経済の活性化につなげるという、当初の目的が達成できているかどうかの効果検証を行われたい。

3. 生命・財産を守るためのインフラ整備の推進

- ① 市民生活の安全確保のため、道路、橋梁、河川、下水道などの都市基盤施設の適時・適切な維持管理に努めるとともに、橋梁や高架道路における耐震性向上のため、補強工事などの耐震対策を早急に進められたい。
- ② 基幹施設の耐震性強化、配水場の拡充等による給・配水拠点整備、停電対策の強化並びに管路の耐震化や幹線のネットワーク等の配水管整備を推進し、地震等の異常時においても給水を確保できる、信頼性の高い水供給システムの確立に努められたい。
- ③ 南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震など東日本大震災を踏まえた防災対策の一層の充実を図るため、現在、本市で取り組んでいる津波避難ビル指定及びそれを活用する対策を進めるとともに、民間ビルも含めた地下街、地下駅における浸水防止対策の促進を図るなど、

さらに積極的な施策の展開を図り「災害に強いまちづくり」を推進されたい。さらに、あらゆる危機事態から市民を守るため、危機管理機能の強化を図り、市民生活の安全確保に万全を期されたい。

- ④ 地域における自主防災組織の育成や連絡体制の強化、支援を必要とする障害者・高齢者等を視野に入れた災害時の効果的な活動が即時にとれる体制の整備を図るため、連合振興町会等の地域活動団体が主導し、次代の担い手となる中学生等の若い世代の参加する防災訓練が市内各所で実施されるよう取り組みを推進し、区内での一体的取り組み、さらに市全体で取り組めるよう努めるとともに、備蓄物資の配備など災害応急対策を充実されたい。
- ⑤ ライフラインが途絶した状態で自宅での生活をされる、いわゆる「家庭内避難民」に対しても避難所で生活をされている方々と同様の支援を図れるように啓発されたい。
- ⑥ 大規模災害発生時等の初期活動を迅速かつ的確に実施するため、防災拠点の効率的な運用とともに、情報通信システムの再整備等、災害時の情報伝達機能の充実、初期初動体制の強化を図られたい。
- ⑦ 市民の生命・財産を守るべき基礎的自治体として防災能力を高めるとともに、市民の防災意識や地域の自主防災力の向上を図り、さらに大規模災害時に人命救助や救護活動に万全を期すためにも、市民・行政・防災関係機関はさることながら、今後自衛隊を含めて、より一層総合的な防災訓練の取り組みに努められたい。また、大震災等の災害時に遅滞なく自衛隊の救援活動が行えるよう、大阪市地域防災計画に基づく施設の提供、災害派遣計画や防災情報に関する意見交換、市内の地域防災訓練への積極的参加等、日頃から自衛隊との交流・連携を図られたい。
- ⑧ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災活動、避難活動が容易となる安全性の高い都市を形成するため、ヘリポートの整備、広域避難場所の確保、公共施設（学校や区庁舎等）の耐震強化、避難路や避難場所となる道路・街路及び公園の整備を進められたい。都市の不燃化促進、耐震診断・改修補助制度の積極的な活用等による木造住宅やマンション等の耐震性・防災性向上、多くの市民が利用する大規模な建築物等の耐震化に対する支援など、災害に強いまちづくりを推進されたい。
- ⑨ 東日本大震災を教訓に、南海トラフを震源とする新たな地震・津波シミュレーション

結果を踏まえて、防潮堤の耐震強化を含む地震・津波対策の充実に向け、国に対して新規制度の創設など財政的支援の拡充を求めるなどにより、必要な財源を確保し、災害に強い港づくりをより一層推進されたい。

⑩ 消防職員の教育訓練施設である高度専門教育訓練センターにあっては、教育訓練の内容及び施設の更なる充実強化を目指すとともに、府内の代表消防本部である大阪市が中心となって府内消防本部の水平連携をより一層推進し、広域的な大規模災害発生に備えた消防強化に向けた取り組みを進められたい。

⑪ 「市民防災研修アクションプラン」の策定に伴い、市民の年齢層に応じたさまざまな研修や訓練の体系的な実施を図られたい。

⑫ 高層ビル、地下街、地下鉄等の防災対策の強化を図られたい。

⑬ 大規模災害時における燃料確保のための対策を図られたい。

⑭ 特別査察隊をはじめとした査察体制を強化し、雑居ビル等の複合用途防火対象物の実態把握を図り、消防法令違反対象物の是正指導を一層徹底されたい。



⑮ 消防器具機材の整備及び時代に即応した高度情報化の推進など十分な措置を講じられたい。

⑯ 傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の処置拡大に伴う教育体制の整備など救命救急業務の充実強化を図るとともに応急手当普及啓発の推進に努められたい。又、救急相談業務の一層の充実に努められたい。

4. 教育再生の実行とスポーツの振興

(1) 小中学校

① 公募校長制度や学校教育へのICT導入など、これまで重点的に予算を投入してきた施策について効果検証を行い、施策の見直しや廃止も含めて検討されたい。

② 小中学校の通学区域について、学校選択制ではなく、指定校変更の基準の拡大や地域の実績に即した変更などについて検討されたい。

あわせて、いじめにより心身の安全が脅かされているような悩みを持っている児童・生徒について、指定校変更ができる制度の弾力的運用に努められたい。

③ 学校配置の適正化の進め方については、今後のあり方を改めて検討されたい。また、学校跡地の活用については、周辺地域の状況を把握したうえで、まちづくりの視点を持って進められたい。なお、未利用地となる場合においても、安易に売却することなく、将来的な必要性も十分考慮して慎重に検討されたい。

④ 管理職について研修の充実強化を図られるとともに、管理職希望者の減少に伴う教頭不足問題の解消に努められたい。また、公募校長制度は廃止も含め検討されたい。

⑤ 初任者研修や教育センターにおける研修内容の充実など、教員の資質向上に向けて、なお一層の研修制度の充実を図るとともに、指導力不足等教員については、「指導が不適切である教員への対応システム」を活用し、厳格に対処されたい。

⑥ 公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える極めて重要な事項であることを十分踏まえ、地方に負担転嫁することのないように、小中学校等の教職員にかかる給与費負担の道府県から政令指定都市への移管にあたって必要となる財源については、所要額全額を適切かつ確実に財政措置するよう、国に要望されたい。

⑦ 全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、児童・生徒の学力向上に資するため、習熟度別少人数授業など、個に応じた指導の充実を進めるとともに、そのために必要とされる優秀な教員を確保されたい。また、すべての学力の基礎となる言語力をさらに培い、子どもたちが主体的・協働的な学びに向かう力の育成に努められたい。

⑧ 全国学力・学習状況調査の学校ごとの結果公表にあたっては、学校選択制の導入とも相まって、序列化や過度な競争等の弊害が生じた際には、速やかに見直しを図ること。また、公表は平均正答率だけでなく、多面的な分析結果等のデータも公表すること。

⑨ 大阪府公立高等学校入学者選抜において、大阪府内で同じ選抜を受験するにもかかわらず、府内統一ルールに加えて、評定に関して大阪市だけが独自の方針を設けることで、反対に不公平が生じている。直ちに大阪市独自の方針を廃止し、「大阪市統一テスト」を中止さ

りたい。

- ⑩ 知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視している新学習指導要領の趣旨を踏まえた学習指導を充実させるために、夏季休業の短縮を継続されたい。また、その取り組みの効果について検証されたい。
- ⑪ 学習意欲の向上と、自学自習の定着のため、放課後に児童の自主学習を支援するなどの取り組みを進められたい。あわせて、土曜授業においては、家庭・地域との連携をより深め、内容のさらなる充実を進められたい。
- ⑫ 学校図書館をより一層活用し、子どもの読書活動を促進するために、蔵書の計画的な整備や開館時間の確保等、読書環境の充実に向け、図書館司書の専門性を生かした学校図書館支援の取り組みを進められたい。
- ⑬ 子どもたちの教育環境を充実させ、安心・安全な学校生活を送れるよう、老朽化した校舎・講堂兼体育館の改築及び補修整備（校舎美装、便所の改修、プールの改修、給水設備の整備、床の張りかえ）については、速やかに実施されたい。
また、校舎等の改築にあたっては、従来の発想にとらわれず、特色ある学校づくりに向けた工夫を講じられたい。あわせて、学校緑化を推進されたい。
- ⑭ 家庭・地域と連携して登下校時等の安全対策を進めるなど、子供の安全確保を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを進められたい。
- ⑮ 給食調理員の給食調理業務について抜本的な見直しを図り、また、管理作業員の学校環境整備業務についても、地域の力を得るなどして見直しを図られたい。
- ⑯ 「食育基本法」や第2次「大阪市食育推進計画」を踏まえ、小学校段階からの食に関する指導の充実を図られたい。また、食育を推進する観点から、中学校給食の実施にあたっては、より効果的、効率的な事業となるよう、学校調理方式へと移行するまでの期間については、家庭弁当との選択制で実施する等、抜本的な見直しを図られたい。また、異物混入等が発生しない様、安全及び衛生管理の徹底に努められたい。
- ⑰ 特別支援学級への空調設備の設置を完了するとともに、中学校に引き続き、小学校においても普通教室における空調設備の設置を進めるとともに、夏季休業期間短縮並びに夏季休業前の短縮授業の廃止を行い、授業時間の拡充を図られたい。

- ⑱ 障害児の卒業後の社会参加を促進するため、職業教育・進路指導の充実を図られたい。
- ⑲ 本市特別支援学校の府への移管後も、特別支援学校においてこれまで実施してきた市独自事業については、市単費として継続実施されるとともに、小・中学校における特別支援教育の充実を図られたい。
- ⑳ 地域による学校支援の取り組みや、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援などについては、本市が他の市町村と等しく大阪府の施策による支援が受けられるよう措置を講じられたい。
- ㉑ 「いじめ」や「不登校」、さらに「発達障害」など学校教育が直面する課題について教育相談事業の充実をはじめとした十分な対策を講じられたい。とりわけ「いじめ」問題については、「大阪市いじめ対策基本方針」に基づき、いじめを生まない学校づくりを進めるとともに、いじめに至るまでの初期の段階で適切に対応することを徹底されたい。また、いじめ問題が生じたときには、速やかに教育委員会に報告し、解決に向け連携して取り組むことの周知徹底を図られたい。
- ㉒ 障害児の学校生活の充実と開かれた学校づくりのため、学校へのエレベーター設置事業を一層推進されたい。
- ㉓ 授業及び特別活動において、学校支援人材バンクにより知識・技能を有する社会人の活用を充実させるとともに、地域・区の歴史や伝統・文化の教材化等を進め、郷土大阪を大切に育む心をはぐくむため、「大阪らしさ」を生かした教育を推進するなど、教育改革を着実に推進されたい。
- ㉔ 体験を重視した教育活動を通じて、郷土を愛し、「公共」の精神を涵養する教育を進めるなど、児童・生徒の心の教育の充実を積極的に図られたい。
- ㉕ ネイティブスピーカーを活用した小学校からの英語教育、帰国した児童・生徒の教育の充実など、国際理解教育を推進されたい。
- ㉖ 部活動の活性化を図るため、具体の検討を行い、抜本的な対策を講じられたい。
- ㉗ 教育環境保全条例の制定など、学校周辺の良い教育環境の確保に努められたい。
- ㉘ 少子化や学校の小規模化が進む現状を踏まえ、子供の集団活動や学校行事の活性化等につながる、小中学校間で一貫した連携・交流について推進するとともに、施設一体型の小中一

貫校の設置にかかる方針を整理したうえで、教育内容の充実を図る等、その取り組みを進められたい。

②⑨ 学校協議会は、保護者や地域住民等の主体的な参加を促進するものであることに鑑み、条例で定められた役割を安易に拡大することなく、保護者等に過度な負担や責任を負わせるものとならないよう十分に配慮して運営すること。

③⑩ 公設民営学校の設置については、公教育の責任体制のあり方とともに、様々な課題があることから、慎重に検討されたい。



③⑪ 学校教育へのICT導入については、日々進歩する機器や通信環境、また教員の研修など、モデル校等における

十分な検証及び国の動向を踏まえ、拙速に進めるのではなく、慎重に取り組みたい。

③⑫ 全校園において学習指導要領の趣旨に則り、卒業式や入学式及び運動会等の学校行事において国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう各校園長に指導の徹底を図るとともに、音楽の授業において国歌の指導を行うよう取り組みたい。

③⑬ 卒業式・入学式をフロア形式で行っている学校については、児童生徒・保護者・地域の願いをふまえ、適切な形態での実施となるよう図られたい。

③⑭ 公共の施設としての学校においては、日々国旗が掲揚されるよう努められたい。

③⑮ 郷土を愛する心を育むために、学校行事などにおいて、大阪市歌に親しむ取り組みを進められたい。

③⑯ 運動会、体育大会の開会式、閉会式の内容及び小学校の運動会においては、「男女別徒競走」や「選抜リレー」の実施また「等旗の活用」など、種目やプログラムの決定については、前例や教員の意見ではなく地元の意見を聞き、適切に決定されたい。

③⑰ 修学旅行の実施については、皇室に対する敬意を養うため皇居への訪問や、歴史的・文化的な観点から靖国神社、伊勢神宮、遊就館、知覧特攻平和会館など、教育的効果の高い場所を訪問するよう取り組みたい。

(2) 高等学校・専修学校

- ① 市立の高等学校については、引き続き、21世紀の人材育成のために、教育内容・方法を検討し、個性重視の方向で特色ある教育課程をもつ市立の高等学校づくりを推進されたい。
- ② 少子化や社会の変化に対応し、全日制及び定時制高等学校の大胆な再編・整備を進められたい。また、時代に対応した高度な高等専門学校について検討されたい。
- ③ 高校生に対する奨学金制度を充実されたい。
- ④ 大阪市立デザイン教育研究所は、企業等との連携プロジェクトなど特色ある教育活動を行い、これまでデザイン界に有為な人材を輩出している。その伝統と実績は顕著であることから、これまでの特色ある取り組みを一層深化・充実させ、引き続き存続されたい。

(3) 大学

- ① 公立大学法人による第二期中期目標・中期計画の着実な達成をめざし、教育研究活動の活性化と安定的な財政基盤の構築による大学運営のため、大学改革の一層の推進と、キャンパスライフ向上のための施設の整備充実や以下に掲げる項目等の充実が図られるよう、施設整備費補助など市と法人との間のルールの確立を図り、適切な運営費交付金の交付による大学支援に努められたい。また、国立大学法人と比べて運営上の制約の多い地方独立行政法人法について、国に対する積極的な制度改善要望に努められたい。
- ② 魅力ある大学の実現に向けて、キャンパスのあり方や教育組織などの基本的事項について議論を十分に深めるとともに、これまで培ってきた高いブランド力を発展させ、海外の学生・研究者との交流促進や英語教育等の充実によるグローバル人材の育成など国際力の強化や、将来の社会をリードし、地域で活躍する専門性の高い社会人の育成、人工光合成研究などの研究力の強化を図られたい。

(4) 生涯学習

- ① 総合生涯学習センターのもと総合的に生涯学習を推進するとともに、交通至便で市民が気軽に学べる市民学習センター等生涯学習施設の活用を進められたい。
- ② 図書館ネットワークの一層の活用を努められたい。
- ③ 大阪の持つ歴史的・文化的資源を活用し、科学体験・自然体験などを通じて大阪のよさを

再発見するための生涯学習機会の充実を図られたい。

- ④ 社会教育施設等においては、体験学習の場となるよう学校教育との連携を密にするとともに、博物館施設の連携を強化するよう取り組まれたい。
- ⑤ 学校の施設や機能を積極的に活用し、特別教室や校庭・体育館・プールの開放など文化・スポーツの振興に努められるとともに、高等学校・大学での開放講座の開設を推進されたい。

(5) スポーツ

- ① 市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができるよう、スポーツの楽しさがあふれるまち大阪の実現に向け、総合型地域スポーツクラブの拠点づくりに積極的に取り組まれたい。
- ② スポーツレクリエーションゾーンの活性化に向けて、舞洲体育館、舞洲野球場に続き、舞洲運動広場についても、民間運営の検討を進め、民間事業者による魅力ある施設運営を実現されたい。あわせて、舞洲のイベントやアクセスに関する情報発信など、来訪者の視点に立った利便性向上の取り組みを進められたい。
- ③ 障害者のスポーツの振興を図り、社会参加を一層促進されたい。
また、2020年の東京パラリンピックの開催に向けて、障がい者スポーツセンター等を活用した積極的な協力を行うとともに、長居障がい者スポーツセンターの老朽化への対応を検討されたい。
- ④ 活力ある高齢社会の実現、観光・文化の活性化等に寄与する国際総合競技大会「関西ワールドマスターズゲームズ2021」の成功に向け、積極的に取り組まれたい。
また、2019～2021年にかけては、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズといった世界的に注目を集めるスポーツイベントが開催されることから、これを好機と捉え、市民のスポーツ振興をさらに進めるとともに、スポーツを通じた都市魅力の発信に努められたい。

5. 将来を見据えた社会資本整備

(1) 道路・交通

- ① 都市計画道路の早期建設に努められたい。

- ② 阪神高速道路については、道路交通の渋滞緩和など大阪都市圏の都市活動を支える重要な都市基盤施設であり、既に、大阪・兵庫地区で約250kmの広域の高速道路ネットワークが形成されている。現在、大阪地区では淀川左岸線など約14kmが事業中である。

このような中、淀川左岸線2期区間については、市内の交通渋滞の緩和、広域道路ネットワークを形成するものとして、事業の着実な推進に努められるとともに、大阪都市再生環状道路の一部を構成しミッシングリンクとなっている淀川左岸線延伸部については、早期実現に向け、国の積極的な関与と必要な事業費の確保が重要であり、国直轄事業と有料道路事業の合併施行方式を導入するとともに、有料道路事業費を拡大することで、地方負担を軽減する事業スキームの構築を国に求めながら、計画の推進に努められたい。

また、整備効果の高い信濃橋渡り線の建設促進、供用中路線の更新、修繕の促進に努められるとともに、阪神圏の高速道路における管理主体を超えたシームレスな料金体系の導入に向けて取り組まれたい。

- ③ 阪急電鉄京都線・千里線、J R東海道線支線の立体交差事業を早期に完成させるとともに、学研都市線、阪和線等の立体交差事業の早期着手に努められたい。また、天下茶屋車庫跡地利用の事業化促進に努められたい。

また、平成18年4月に廃止となったJ R大阪臨港線の跡地について、市民の要望に沿う活用方法を早急に検討されたい。

さらに、平成21年3月末で廃止となったJ R阪和貨物線の跡地については、今後、J R西日本と協議を行い、用地の有効活用を図られたい。

- ④ 都市計画道路天王寺大和川線について、その整備事業を計画的かつ着実に実施されたい。

また、生玉片江線、豊里矢田線など密集市街地における防災・減災対策の推進に資する都市計画道路の整備を促進するとともに、淀川北岸線など早期供用を目指す路線について整備を推進されたい。

特に、今般の府市再編議論等の動向等に関わりなく、大阪市として社会基盤を将来にわたり整備するべきとの観点から、事業の計画及び実施に取り組まれるよう強く要望する。

- ⑤ 交通渋滞を解消し、安全かつ円滑な交通を確保するため、交差点の立体交差化等の整備に努められたい。

⑥ 市民を交通事故から守り、快適な歩行空間を提供するため、歩道設置、道路照明灯（幹線道路の歩道照明を含む）、防護柵などの交通安全施設の整備を進められたい。

また、バリアフリー化や横断歩道橋の撤去に努めるとともに、コミュニティ道路（ゆずり葉の道）、歩道設置など通学路の安全対策、幹線道路を中心とした交差点形状の改良などの交通事故抑止対策及び自転車に係る安全教育の推進など警察による対策と連携した自転車走行環境の整備を拡充されたい。

⑦ 道路の景観向上や通行の安全を図るため、違反屋外広告物対策の強化に努められたい。

⑧ 幹線道路下における共同溝の設置を推進されたい。また、電線類の地中化についても促進されたい。

⑨ 低騒音舗装の整備など道路の騒音・振動対策に取り組むとともに、道路・橋梁などにおいて景観に配慮した整備を進められたい。また、都市環境の向上を図るため、保水性舗装の実施を促進されたい。

⑩ 御堂筋の道路空間再編については、実施するにあたっては、自動車交通や自転車交通の安全確保等に留意されたい。

⑪ 乗客サービスの向上のため、地下鉄については、駅舎の改装等利便性に努めるとともに、バスについても、バスロケーションシステム等バス停留所施設の整備促進に努められたい。

⑫ 大規模ターミナルをはじめ民間鉄道を含む駅周辺で一体的な交通バリアフリー化を進められているところであるが、誰もが、安全・快適に移動ができ、人々が集まり交流する活気とにぎわいのある大阪づくりのために、より一層の推進を図られたい。

⑬ ひとにやさしいまちづくりとして地下鉄駅へのエレベーター等の設置など、施設面での整備を図るとともに、職員に対する教育訓練の充実を図るなど、ソフト・ハードの両面からバリアフリー化に努められたい。

⑭ プラットホームからの転落防止を目的とした可動式ホーム柵の整備促進に努められたい。

(2) 駐車場・駐輪場

① 現在、利用率が低迷している公的駐車場については、運営を委託している指定管理者等のノウハウを活用するなど、一層の利用促進に努められたい。

② 「路上駐車をしない・させない」という意識を定着させるため、迷惑駐車の防止に関する

条例に基づき広報啓発活動を推進されたい。

- ③ 近年、違法駐車が問題となっている自動二輪車の駐車対策を推進されたい。
- ④ 自転車駐車場の整備にあたっては、民間手法を積極的に取り入れるとともに、民有地における自転車駐車場確保の推進に努め、官民協働した取り組みなどソフト面にも配慮した放置自転車対策を強化されたい。また、駅前における放置自転車対策を引き続き強化するとともに、中心市街地における実効性のある放置自転車対策や市民協働の取り組みなどにより放置自転車対策をより一層推進されたい。
- ⑤ 市民の生活環境を守るため、放棄自動車対策の強化・充実を図られたい。

(3) 公園・緑化等

- ① 都市公園はうるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、市民のレクリエーションとコミュニケーションの場として、また、災害時の避難場所としてなど、さまざまな役割を持ち、地域の核となる重要な施設である。

公園の計画・整備においては、こうした公園の基本的な考え方や地域の特性にも配慮した計画を策定し、それを基本としながら、多様化する市民ニーズに対応し地域の住民により親しまれ活用される公園となるよう、例えば親子でのキャッチボールや高齢者のゲートボール等、球技もできる多目的広場を設置するなど、個性豊かな公園づくりを進められたい。



- ② 「自然と人間の共生」という「国際花と緑の博覧会」の基本理念を継承し、花と緑あふれるまちづくりを進めるため、「新・大阪市緑の基本計画」に基づき公共緑化や民間緑化及び緑化の普及啓発を積極的に推進されたい。
- ③ 健康で緑豊かなうるおいのあるまちづくり及び災害に強いまちづくりを推進するため、都市公園等の緊急かつ計画的な整備及び指定管理者制度を活用して適正管理を推進されたい。
- ④ 公共施設の屋上緑化モデルの実施などを通して、都市におけるヒートアイランド現象の緩和、良好な自然的環境の創出のため、民間建築物の屋上緑化を推進されたい。

- ⑤ 既存公園の再生、活性化のため、市民ニーズに対応しながら、計画的な公園の改修や遊具の安全対策など、安全・安心な公園づくりを推進するとともに、環境にも配慮した良好な維持管理に努められたい。とりわけ、天王寺公園・動物園については、大都市大阪にふさわしい魅力あふれる動物園とするよう、園内サービスを充実し、公園全体としてアクセスや回遊性の向上を図り、ハード・ソフト両面から施設のさらなる魅力アップを図られたい。
- ⑥ 公園の活性化や地域のにぎわいづくりにつながるように魅力あるレストランやカフェなどの設置について民間活力の導入をされたい。
- ⑦ 市民が身近にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の整備充実（例えば、ジョギングコース、フットサルやニュースポーツの拠点づくり、ナイター設備、全天候化など）を図るとともに、遊休地の活用も図られたい。
- ⑧ 新たな農地制度の円滑な実施に向けて取り組むとともに、なにわの伝統野菜をはじめとする市内農産物の需要拡大などにより、市内の生産緑地農地の保全と緑地空間の確保に努め、都市型農業の振興を図られたい。
- ⑨ 河川は、都市のなかの貴重なアメニティ空間であり、都心部を流れる道頓堀川については、沿川のまちづくりと一体となった、水辺の賑わいづくりを推進されたい。また、住居系地域においてはゆとりやうるおいを感じることができると水辺空間づくりが求められており、住吉川等の環境整備を推進されたい。さらに、国の直轄管理の大和川、淀川においても、国・府・市が幅広く連携し、早期の環境整備、改善に取り組むとともに、河川敷を今後もスポーツ利用の場として利用できるよう、国への働きかけに努められたい。
- ⑩ 港湾環境の保全及び改善を図るため、緑地等の維持管理の充実に努められたい。
- ⑪ 児童遊園については、都市公園と同じような役割を果たしていることを踏まえ、地域による運営管理に対して、安全性の維持向上の視点から支援を継続、推進されたい。

(4) 住宅

- ① 市民の多様なニーズに的確に応えるため、公社等とも連携し、機能的で利便性の高い都市型住宅供給の促進を図られたい。
- ② 民間活力を活かした住宅建設を促進するため、各種融資助成制度を推進されたい。
- ③ 災害に強い安全なまちづくりを進めるため、老朽住宅の建て替えや細街路整備・まちかど

広場の整備の促進を図るとともに、生野区南部地区や福島区北西部地区、西成区等の老朽住宅密集市街地の総合的な整備を推進されたい。また、老朽住宅密集市街地の地域の特性に応じ、区画整理手法や建替促進制度の活用など、重点的な事業を推進されたい。

- ④ 生野区や西成区をはじめ市内で増加している空き家の中には、管理が不十分なことにより、放火など防犯・防火上の問題や、ゴミ投棄などの衛生上の問題のほか、老朽化による倒壊の危険性さえ見られるものもある。空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことから、早急に空家等対策計画を策定し、同計画に基づく全庁的な空家等対策の取り組みを推進されたい。
- ⑤ 良好な市街地環境や都市防災性の向上を図るため、密集市街地の計画的な更新について特段の配慮をされたい。
- ⑥ 都心における住宅建設に限り、プレミアムなどを加えた特別地域の指定などの施策を推進するとともに、空きオフィスの住宅転用支援事業を推進するなど、職住の近接を図られたい。
- ⑦ 地域の特性を生かしたまちなみづくりを進める「HOPEゾーン事業」の積極的な展開を図るとともに、貴重なまちなみ資源である歴史的建築物等の再生・活用を促進するなど、歴史的・文化的なまちなみを生かした魅力ある居住地づくりを推進されたい。
- ⑧ 民間による高齢者向け住宅の供給促進とあわせ、市営住宅におけるケア付住宅の建設やグループホームへの活用、階段室型中層住宅へのエレベーター設置等、高齢社会に対応したバリアフリー化など、住宅施策の推進に努められたい。
- ⑨ 市営住宅（駐車場を含む）の適正管理に努めるとともに、募集その他管理業務についてインターネットを活用するなど、積極的に市営住宅管理における情報化を推進されたい。
- ⑩ 市営住宅については、可能な限り集約化を図ることにより余剰地を確保し、民間活力も活用し、地域の実情を踏まえた活性化に資する施設の導入など、地域との交流促進に努められたい。また、子育て支援施設等の地域に役立つ施設の導入を図るなど、市営住宅ストックの有効活用に努められたい。
- ⑪ 現在、大阪市内の民間賃貸住宅には空き住戸も多く有効活用が図られていない状況となっている。これらの住戸の中には、比較的低額な家賃の住戸もあることから、生活保護申請者の住まいの確保にあたっては、こうした民間賃貸住宅の状況を踏まえ、最大限

活用するよう努められたい。また、住宅扶助費について、民間の家賃水準をふまえた適正な家賃水準の設定に努められたい。

- ⑫ ワンルームマンションの建設にあたり、路上駐車・駐輪、ごみ対策、管理体制など近隣への迷惑が生じないよう指導の推進に努められたい。
- ⑬ 分譲マンションの適切な維持・管理を促進するとともに、円滑な建て替えを支援されたい。
- ⑭ 「住まい情報センター」における総合的な住情報提供・相談機能の強化を図られたい。
- ⑮ 快適で環境にやさしい建築物を誘導するため「CASBEE大阪みらい」や建築物の省エネルギー基準への適合など、建築物の環境配慮に関する制度をより一層推進されたい。
- ⑯ マンション等の増加に対応して、直結給水の拡大を図るとともに、既存の貯水槽水道の適正な管理について啓発指導を図られたい。

(5) 水環境・上下水道

- ① 快適で豊かな水環境の創出に向けて、道頓堀川や住吉川等の水質浄化のため、合流式下水道の改善や高度処理施設の整備促進に積極的に取り組まれたい。
- ② 琵琶湖・淀川水系の水質保全対策にあたっては、上流地域の排水規制、下水道整備の促進を関係団体に積極的に働きかけるとともに、経費負担に対し慎重な対応を図られたい。
- ③ 下水道の有する水・汚泥・熱等の資源・エネルギーを有効に活用し、環境にやさしいまちづくりに努められたい。
- ④ 下水道施設を良好かつ効率的に維持管理していくため、老朽化した施設の計画的な改築・更新を進められたい。また、改築・更新にあたっては社会の要請に即した施設とするため、コスト意識を前提に省力化や省エネルギー化、機能高度化を図られたい。
- ⑤ 都市中小河川の整備は緊急を要する問題であり、現在進めている城北川については環境面も含め強力で推進するとともに、国の直轄河川である大和川、淀川においても、治水・浸水対策が促進されるよう努められたい。
- ⑥ 市内で今なお発生している浸水を防除するため、淀の大放水路及び此花下水処理場内ポンプ場、新今里寺田町幹線等の抜本的な浸水対策を促進されたい。

また、たび重なり発生している局地的な浸水についてもその原因を究明し、地域特性にあった対策として枝線管渠のネットワーク化・貯留施設の整備等の局地的な浸水対策を積極的か

つ早期に進めるとともに、止水板設置助成制度の検討や降雨情報の活用など、浸水安全度の一層の向上を図るため、下水道整備を強力に推進されたい。

- ⑦ これらのハード整備やソフト対策に加え、公共用地の活用や大規模開発に合わせた雨水流出抑制を進めるとともに、市民協働の取り組みとして、各戸貯留用の雨水貯留タンク設置を促進すること。

さらに、浸水被害に見舞われた市民に対して、速やかに日常生活に復帰できるよう適切な事後処理に努められたい。

- ⑧ 水道事業については、安全で良質な水の安定供給のために、配水管の老朽化や耐震化への対応に計画的に取り組むとともに、水需要の減少が続く中での料金値上げ回避策などに真摯に取り組む、持続可能な水道づくりに努められたい。

- ⑨ 給水の円滑化をより一層推進するため、給水管の計画的な整備に努められたい。

- ⑩ 下水道は市民の安全・安心を担う重要なインフラ事業であることを踏まえ、まずはしっかりと下水道事業の経営形態の見直しについて検討されたい。

6. 暮らしの安全を

(1) 食の安全

- ① 中央卸売市場については、値決め市場の性格を持つ西日本の中核的拠点であり、より一層の生鮮食料品等の安定供給に努められたい。また、中央卸売市場を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、運営面においても、場内業者の経営状況に十分配慮し、取引方法の改善合理化の促進、市場当局自身のより一層の管理運営の効率化を図るほか卸売市場法の見直しを模索するなど、外部の意見も取り入れながら市場の活性化に努められたい。あわせて、市場関係者の方々に安心して仕事をしていただくため、また、本市の中央卸売市場が引き続きその役割を果たしていくため、経営健全化計画に着実に取り組まされたい。

また、市場を経由する生鮮食料品の安全・安心の確保に努められたい。

- ② 輸入食品の安全性確保のため国に対して対策の強化を要望するとともに、大阪市においても検査を強化されたい。

(2) 消費者問題

消費者被害を未然に防止するため、消費者保護条例の積極的運用と関係機関との連携を図るとともに、消費者センターの機能の充実強化、相談事業の市民への周知徹底などにより、消費者の利益保護に努めること。

(3) 官公需における適正な賃金・労働条件の確保

厳しい経済情勢の中、官公需の減少に伴う労働者の仕事量減少により、労働者の生活に大きな影響を及ぼしている。官公需における適正な賃金・労働条件を確保するため、関連業界を指導するなど実効性のある対策を講じられるよう努められたい。

(4) 個人番号カードの普及に際する安全確保

個人番号カードの普及促進に向けて、交付体制の充実強化はもとより、多目的利用の検討を進めるとともに、市民の個人情報の漏えい等が発生しないよう、より一層の情報セキュリティ対策に取り組まれたい。

7. 地球環境への貢献

(1) 環境対策

- ① 「おおさか環境ビジョン」の方向性を踏まえ、太陽光発電や電気自動車の普及、省CO2技術の導入などによる地球温暖化対策を引き続き推進されたい。また、環境基本計画に基づき、ヒートアイランド対策や大気汚染対策等、具体的な施策を引き続き推進されたい。
- ② 「おおさかヒートアイランド対策推進計画」をはじめ、「風の道」ビジョンなどにより今日的な環境問題への対応を引き続き図られたい。
- ③ 窒素酸化物等大気汚染対策をより一層推進されたい。
- ④ 自動車交通環境対策については、道路管理者との連携のもと局地汚染対策を継続して推進するとともに、ハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車をはじめとするエコカーの公用車への導入、及び普及促進を図り、広域的対策についても引き続き推進されたい。
また、平成21年9月9日に環境基準の告示があった微小粒子状物質（PM2.5）について、国の動向を踏まえた対策を検討されたい。
- ⑤ 電気自動車等の普及促進のため、充電インフラの充実を図られたい。また、民間施設にお

ける充電インフラの整備についても促進に努められたい。

- ⑥ 国道43号等幹線道路における道路環境の改善に向けた対策の充実を図られたい。
- ⑦ 今日の多様化した環境問題に対処するため、環境教育の一層の充実を図られたい。
- ⑧ 国の新たな温室効果ガス削減目標の決定を踏まえ、本市としても実効ある地球温暖化対策の取り組みを推進されたい。また、市民や事業者、NPOとの協働による温暖化対策の推進に向け、「なにわエコ会議」の活動支援を充実されたい。
- ⑨ 極めて毒性が強いダイオキシン類による汚染が懸念される中、「ダイオキシン類対策特別措置法」の遵守徹底を図り、対策の充実を図られたい。
- ⑩ 「土壌汚染対策法」に基づき、実効ある取り組みを推進されたい。
- ⑪ アスベストによる市民の不安を解消するため、民間施設対策をはじめとする環境対策及び健康対策を推進されたい。また、解体等工事に伴う飛散防止について規制強化された改正大気汚染防止法等に基づく取り組みを推進されたい。

(2) 廃棄物対策

- ① 廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進等廃棄物の減量化に向けた施策、とりわけ本市ごみ処理量の約6割を占める事業系ごみの減量に向けた取り組みをより一層推進されるとともに、市民団体の減量・リサイクルに向けた主体的な取り組みを促進するため、必要な施策を講じられたい。



- ② 環境に配慮した循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・3Rを一層推進するとともに、ごみの適正処理に努められたい。

これら各種施策の推進にあたっては、今日的な財政事情を十分勘案し、民間活力を導入した効率的な事業運営を図られたい。また、その際にも大規模災害時の対応を含め市民

サービスの維持に支障がないように留意されたい。

- ③ 「家電リサイクル法」の円滑な推進を図るため、廃家電品の適正な排出のための必要な施策を講じるとともに、不法投棄防止のため一層の市民啓発に努められたい。

- ④ PCB廃棄物の期限内の処理完了を図るため、本市の取り組みを促進するとともに、保管事業者への指導強化など一層の対策に努められたい。
- ⑤ 持続可能な大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）の推進に向け、抜本的な制度改善に取り組むとともに、適正な廃棄物処分のために同計画を推進されたい。
- ⑥ 産業廃棄物のリサイクル、適正処理を推進されたい。
- ⑦ 一般廃棄物の処理責任が大阪市にあることから、一般廃棄物の中間処理や最終処分などについては、一部事務組合と連携し適切な実施を図られたい。
- ⑧ 廃止したごみ焼却工場（南港工場、港工場、大正工場）の跡地については、適切な活用に向けた調査等を行われたい。
- ⑨ もと焼却工場整備計画用地及び森之宮工場跡地については、森之宮周辺地区のまちづくりの方向性を踏まえ、有効活用を図られたい。

（３）その他

- ① まちの美化を引き続き推進するため、市民と行政が一体となって市民運動を盛り上げるよう積極的に取り組むとともに、空き缶・たばこのポイ捨て防止や不法投棄対策の強化拡充を図られたい。
- ② 多くの市民、特に子供たちに深刻な影響を与える路上喫煙（いわゆる「歩きたばこ」）について、まちの美化や健康・防災・防火の観点から、効果的な対策を積極的に実施されたい。
- ③ 斎場運営については、高度な技能や対市民サービスが必要となることを踏まえ、指定管理者の業務水準の確保・向上を図るためにも、瓜破斎場の直営での事業実施を継続されたい。

IV. 市民のための政治・行政改革

1. 継続すべき市政・区政改革

- ① 服務規律刷新P Tによる取り組み等により、服務確保の効果が一定見られるなか、不祥事の根絶に向けた一層の再発防止策を講じ、市民の信頼確保に全力を尽くされたい。また、処分にあっては、その公平性・客観性・妥当性を確保するとともに、研修等の充実による職員の意識改革も引き続き進められたい。
- ② 交通局においては、利用者の生命をお預かりする交通事業の担い手として、営業施設内での喫煙や道路交通法違反の根絶など綱紀粛正に努め、職場における服務規律の確保に全力を挙げて取り組まれたい。
- ③ 交通事業収入全体を増加させるため、資産の有効活用並びに付帯事業の拡大に努められたい。
- ④ 市民等から批判のある労働組合との関係については、一層健全な労使関係を構築し、引き続き予算の編成や組織・人事に関することなど管理運営事項については職制が責任をもって実施するとともに、交渉・協議のプロセスや結果等について引き続き情報公開を徹底されたい。
- ⑤ 依然として厳しい財政状況のなか、未利用地については、売却一辺倒ではなく、今後は定期借地方式及び一時貸付方式の積極的な利活用により財源確保を図られたい。また、売却等にあっては、まずは地元及び議会に対し説明責任を果たされたい。さらに、未利用地を取り巻く状況の変化等により、個々の土地の活用方針の再検討が必要なものについては分類の見直しを図られたい。

また、もと学校用地の活用については、これまでの学校と地域とのつながりに配慮し、教育関連施設の誘致を含め、まちづくりの視点をもって慎重に進められたい。

- ⑥ A T Cなど負の遺産の処理については、将来に経営破綻を来すことのないよう、経営再建や抜本的対策に全力を尽くされたい。
- ⑦ 地対財特法期限後の関連事業等については、総点検調査結果に基づく方針に沿って見直しが行われたが、債権回収など残された課題について完全に収束されたい。
- ⑧ リバティおおさかについては、当初の役割を終えたので、市の関与を一切なくすための見

直しを進められたい。

- ⑨ 行政におけるICTの活用を推進し、より一層の市民サービスの向上並びに行政運営の効率化・高度化を図るなど、電子自治体の取り組みを積極的に進められたい。
- ⑩ 高度情報通信社会にふさわしい先進都市をめざし、情報通信基盤整備の促進に積極的に取り組まれるとともに、地域課題の把握及びその解決に向け、市民や民間企業と協働するなどしながら、積極的なICTの利活用を進められたい。
- ⑪ ICTを活用し、市民の声のデータベースの活用を図るとともに、市政情報を積極的に発信し、大きく飛躍する新しい大阪を広くPRされたい。
- ⑫ 情報化の推進、環境対策、コスト削減の観点から、印刷物の整理統合などにより紙の減量化に努められたい。
- ⑬ 地域住民に最も身近な行政機関である区役所について、暮らしに関わる相談等を一元的に受け付け関係機関・窓口適切につなぐワンストップの仕組み、地域の産業振興や区民生活に密接な事項に関する権限の区への移譲など、市民が実感できる区役所改革に取り組まれたい。
- ⑭ 区役所保険年金担当業務について、市民の給付と負担の公平化を図るため、適正賦課及び効率的・効果的な徴収に努めるとともに、各種相談業務の増加に的確に対応した窓口業務については充実するなど、利用する市民の立場に立って市民サービスの向上を図られたい。
- ⑮ 高齢社会到来のもと、保健・医療・福祉などに対する市民ニーズがますます多様化しているなかで、市民がよりきめ細かなサービスを受けられるよう、一層保健と福祉の連携強化を進めるとともに、高度な保健行政を目指して保健所の充実強化を図られたい。

2. 真のあるべき改革へ（行き過ぎた改革への警鐘）

- ① 本市の財政状況に鑑み、大阪の持続的発展が可能となるよう施策の選択と集中を図り、人件費、福祉費などあらゆる分野にわたって歳出の見直しに引き続き取り組み、受益と負担の明確化を図り、負担の公平の観点から適正な賦課・収納率向上への取り組みによる歳入の確保を目指して、透明性を確保しながら計画性を持って財政構造改革に取り組まれたい。

また、市民・納税者の利便性に配慮しながら、引き続き効率的な税務行政の推進を図られ

たい。

- ② 歳出の削減に向け、行財政の効率化を図り、基礎教養や専門学識を有する良質な職員を計画的に新規採用するとともに、生産性の向上とあわせ人件費総額の縮減に引き続き努められたい。ただし、職員の給与減額措置については、賃金上昇等による経済の好循環実現に向けて国を挙げて取り組んでいる状況や職員の士気への影響だけでなく、人事委員会勧告が全国の政令指定都市で唯一のマイナス勧告であったという異様な状況等もふまえ、早急に解消されたい。

また、市政改革の推進にあたっては、市民への説明責任を十分果たしつつ、市民サービスの低下を来さないよう留意するとともに、中長期的な財政状況見通しとのバランスを考慮した計画的な実施に努められたい。

- ③ 本市の財政状況をふまえ、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確かつ効率的に対応し、真に必要な市民サービスを確保するため、官・民の役割を踏まえ、常に最も適切な者が担い手となるよう取り組まれたい。



また、改革の推進にあたっては公務員としての資質の向上や能力の再開発はもとより、その能力や実績がプラス面においてこそよりの確に反映されるよう、人事・給与制度の継続的な検証と改善に取り組まれたい。

- ④ 平成27年10月1日時点で27ある外郭団体については、本市の行政目的及び施策をより効果的かつ効率的に実施する観点を踏まえたうえで、本市の人的・財政的関与のあり方の見直しを図られたい。また、固有職員の勤務労働条件にできるだけ影響が及ばぬよう配慮されたい。さらに、団体運営の効率化を図るとともに、団体の自立性の向上を図られたい。
- ⑤ 地方分権の時代に対応した行政システムを確立するため、区・局における施策の選択と集中の取り組みを一体的に示した運営方針を策定し、取り組みの進捗や目標達成状況について点検評価を行い、その評価結果を予算編成や次年度運営方針の見直しなど市政運営に反映させるようPDCAサイクルのさらなる推進に努められたい。

- ⑥ 全職員が一丸となって施策の推進に取り組むため、区・局の使命や目標を明確に示した区・局運営方針を策定し、職員一人ひとりが主体的かつ創意工夫をしながら着実な実施を図られたい。
- ⑦ 区民の意見を区政に反映するための区政会議については、多様な意見が活発にかわされる場となるよう、効果的な運営に努められたい。
- ⑧ 多様化する市民ニーズに迅速に対応するため、局事業所等との間で総合的な調整機能を発揮できるよう、また、区域を超えた課題に対しても、より大きな規模での事業展開が行えるよう、市民サービスの向上の観点を踏まえつつ、個々の行政区の範囲にとらわれない、効率的な事務のあり方について検討されたい。
- ⑨ さらに、現在、国を挙げてデフレ脱却のために、アベノミクスによる雇用や所得の増加を伴う経済好循環の更なる拡大を目指しているところであり、民営化を見据えた給料カット等の改革を急ぎすぎることなく、加えて、さらなるサービス向上や経営改善に向けた取り組みを進めるためにも、経営状況を踏まえつつ、職員のモチベーション向上に努められたい。
- ⑩ 地域サービス系の路線バスについては、地域の実情に応じた真に必要な移動手段の検討や確保が行えるよう、関係部局がより一層緊密に連携されたい。
- ⑪ 水道事業については、市民生活を支える極めて重要なライフラインであり、何よりも安定供給が求められる事業であることから、経営形態の見直しの検討については、水需要の減少が続く中であっても安心・安全の確保を図るなど、公共性を十分に担保することを前提に慎重に検討すること。
- ⑫ 水道事業については、市政改革の中で自ら抜本的な経営改革を推進し、経営基盤の強化を図るため、より一層の経営の効率化に努めるとともに、資産の有効活用や国等からの公共助成の確保による収入の確保にも全力を挙げられたい。また、市民サービスについては、創意工夫を行い、拡充を図られたい。

自由民主党・市民クラブ大阪市会議員団議員連盟

大阪市会自由民主党薬剤師問題議員連盟…………… 48

会 長 足高 將司

○大阪市会自由民主党薬剤師問題議員連盟

大阪市会自由民主党薬剤師問題議員連盟（以下、薬剤師議連）は、平素より薬局・薬剤師の果たす社会的役割に関して理解を深め、関係機関に対して要望を行っている。先般、大阪府薬剤師連盟より、薬剤師議連あてに下記の要望書を受理した。薬剤師議連は、市民の保険・医療・福祉の向上のために必要となる医薬品の有効性・安全性・品質の確保及び適正使用の推進に向けた各種の事業等が、ひいては市民の安全・安心の確保につながると考えていることから、これらの事業に対して市において適切に対処されるよう要望する。

記

薬局・薬剤師は、調剤（医療用医薬品の供給）をはじめとして、要指導医薬品・一般用医薬品（大衆薬）、医薬部外品、化粧品、衛生材料及び医療機器等の供給を通じて、地域住民の健康・保健衛生の向上に貢献しております。

また、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」においても、「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」と明記されました。

一方、医薬分業の進展に伴い、患者の約7割が地域の薬局で調剤を受けるようになっており、医療における薬剤師の役割が、医療安全の確保の観点から、ますます増大し、平成25年度実績で、総医療費39.3兆円のうち、調剤医療費は17.9%の7.0兆円（技術料1.9兆円、薬剤費等5.1兆円）を占めております。

このような背景のもと、昭和60年の第一次医療法改正で、初めて「薬局」の文字が医療法に書き込まれ、次いで平成4年の第2次医療法改正において、薬剤師が「医療の担い手」として明記され、平成18年の第5次医療法改正によって、薬局は「医療提供施設」と位置付けられ、名実ともに、薬剤師が医療の中でその役割を担うこととなりました。しかしながら、大阪府の行政施策においては、薬局・薬剤師に対し、単に医薬品を販売する営業者としての理解しかなく、“医療提供施設”及び“医療の担い手”としての認識に乏しく、その機能を活用する施策が十分に実施されておられません。

役割としては、

- 1) 疫病の予防のための健康相談・衛生対策による保健衛生の向上
- 2) 一般用医薬品等を用いたセルフメディケーションの推進による国民の健康の保持・増進
- 3) 学校薬剤師による、児童・生徒に対する薬物乱用防止教育を含む医薬品適正使用教育の推進
- 4) 患者希望に添った後発医薬品の使用促進
- 5) 地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築における薬局・薬剤師の活用、とりわけ在宅医療推進のための薬局機能（無菌調剤等）の活用
- 6) 全国57,071薬局（大阪府3,843薬局、うち大阪市内1,543薬局）を活用した災害時の医薬品供給体制整備等、社会的資源としての薬局・薬剤師が果たせる役割は数多くあります。

大阪府薬剤師会としては、以上のような視点に立ち、市民の保健・医療・福祉の向上を図るため以下の項目について要望しますので、十分なるご配慮をお願いいたします。

1. 市民（国民）が安心して医療・介護を受けられる環境整備について
2. 国民の負担軽減を図ること
3. 地域医療における健康情報拠点としての薬局の活用について
4. 市民の「おくすり相談事業」に対する助成について
5. ドーピング防止教育に対する支援について
6. 未就業薬剤師復職支援のための研修事業等薬剤師不足対策事業に対する支援について
7. 医薬品の適正使用推進を図るため、「お薬手帳」の普及啓発のための施策の実施について
8. 府民健康フォーラムに対する助成について
9. 認知症対策について
10. 学校における「くすり教育」等の充実・強化について
11. 危険ドラッグ等薬物乱用防止啓発事業への助成について
12. 新型インフルエンザ等感染症対策における薬局・薬剤師への支援について
13. がん検診等受診啓発活動のための薬局活用事業の構築について
14. 災害時の医薬品確保体制の整備並びに薬局薬剤師の参画について
15. 在宅医療を推進するための医療連携体制の充実及び無菌調剤設備の維持管理に対する助成について
16. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進に対する助成について
17. 薬学教育6年制における実務実習環境の基盤整備への助成について
18. 一般用医薬品の適切なリスク分類および販売制度の趣旨の啓発について
19. 6年制薬剤師の誕生（平成24年4月）に伴い、公務員薬剤師等の処遇改善について
20. 薬局の構造規制見直しに伴う許認可・監視指導の取扱いについて

1. 市民（国民）が安心して医療・介護を受けられる環境整備について

消費増税に伴う「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」が創設され、地域における医療提供体制の確保、在宅医療の充実と医療・介護の連携の更なる推進が期待される。

大阪府薬剤師会（以下、本会という）は、これらの施策の推進に当たり、在宅医療を実施するための拠点の整備を行っている。その実現には、地域での医薬品、医療・衛生材料提供機能や在宅医療において適切な薬物療法の提供機能が不可欠であり、その環境整備の促進に関する予算措置をお願いしたい。

また、平成24年8月の薬事法施行規則（現「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」）の一部改正により無菌調剤室の共同利用が可能となったことに伴い、在宅医療を希望する患者さんに広く対応できるようにするために、本会が運営する薬局に設置している無菌調剤設備を他の薬局が利用できる体制の整備を行っている。については、体制の整備にかかる薬局の施設設備管理費や各種研修等に対する予算措置をお願いしたい。

2. 国民の負担軽減を図ること

現在、保険調剤（社会保険診療報酬）等は、高度の公共性を有する観点から消費税が非課税とされています。

一方、医療機関や保険薬局の仕入れに係る消費税については課税扱いで、実際には、社会保険診療において消費税分を上乗せすることで医療機関等に負担のないよう措置されてきたところですが、社会保険診療報酬による消費税の上乗せ幅は、十分ではなく、消費税分すべてが手当てされていない現状にあります。

医療、とりわけ医薬品は、疾病の治療、症状の改善、生活習慣病に伴う症状発現の予防、健康の維持・増進等を目的とするもので、いわゆる「生活必需品」であり、社会保障政策における国民・医療関係者に対する配慮の観点からも、医薬品についてはゼロ税率などの軽減税率の対象とし、医療・医薬品の安定供給を確保するよう国に働きかけられたい。

3. 地域医療における健康情報拠点としての薬局の活用について

平成25年6月に出された日本再興戦略において、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」とされ、平成26年度に続いて平成27年度予算にも薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業として、予算措置が図られた。

来年度予算においても、本事業の更なる充実・強化と、セルフメディケーションの推進、健康食品の適正使用のための薬剤師の活用、また、介護・認知症等について地域包括支援センターへつなぐ場所としての薬局の活用、さらには自殺対策への薬局の活用など、薬局を活

用するための予算措置をお願いしたい。

4. 市民の「おくすり相談事業」に対する助成について

大阪府薬剤師会では、平成16年度より市民が安心してお薬について相談できる「おくすり相談窓口」を設置し、市民が求める情報を広く提供してきたところであります。

最近では、健康意識の高まりから、市民からの問い合わせが多いため、その維持運営に苦慮しているところであります。

市民の安全・安心を確保し、医薬品に起因する健康被害を未然に防止するためには、必要不可欠な事業であることから、是非とも、本事業に対して応分の助成をお願いしたい。

5. ドーピング防止教育に対する支援について

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動の推進は求められており、本会においても、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の認定を受けるため、スポーツファーマシストの養成を行っているところである。

については、スポーツファーマシストの養成はもちろん、広く市民にドーピング防止教育を実施するための研修事業に対して、応分の支援をお願いしたい。

6. 未就業薬剤師復職支援のための研修事業等薬剤師不足対策事業に対する支援について

現在、病院・薬局においては深刻な薬剤師不足の状況にあり、地域の医薬品供給に支障を来しかねない状況であり、また、今後進展していく在宅医療に対応するためには、国において計画的な薬剤師養成を図っていただくことは勿論、現在未就業である薬剤師の就業支援を早急に図っていく必要がある。

については、本会が実施する未就業薬剤師復職支援のための、調剤実務実習等各種研修事業に対する支援をお願いしたい。

7. 医薬品の適正使用推進を図るため、「お薬手帳」の普及啓発のための施策の実施について

大阪府薬剤師会では、市民の医薬品に起因する健康被害を回避するため、重複投薬の確認や患者さんのコンプライアンスを向上させる観点から、処方された薬の記録を正確に記載し、受診時等に携帯する「お薬手帳」を積極的に発行し、市民に対し普及啓発を図っております。

厚生労働省は2015年度までに全国の薬局の30%以上で「お薬手帳」の電子的情報を提供可能にすることを目標として掲げられている。

本会では、平成24年度・平成25年度に大阪府地域医療再生基金を活用した「大阪府医療連

携に係る服薬情報管理活用事業」(通称、「大阪eーお薬手帳事業」)を実施し、電子版お薬手帳「大阪eーお薬手帳」アプリを作成し、現在も継続してバージョンアップを図るなどその普及に努めており、平成27年7月からは、日本薬剤師会と共同で、この電子版お薬手帳の全国展開を図ることとなった。

については、「大阪eーお薬手帳事業」アプリの機能の充実や災害時等のバックアップ機能の追加など、府民(市民)の安全性確保のための更なる普及にかかる費用に対する予算措置をお願いしたい。

8. 府民健康フォーラムに対する助成について

大阪府民(市民)を対象として、生活習慣病等の未然防止を図り、府民(市民)のQOLの向上を図るため、平成17年度から、大阪府栄養士会・大阪府薬剤師会・大阪府臨床検査技師会が共同で、毎年開催している『府民健康フォーラム』に対して、応分の助成をお願いしたい。

9. 認知症対策について

平成27年1月27日、厚生労働省から「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」が公表されました。

新オレンジプランにおいては、薬剤師に関して、「認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応していくことができるような体制」のひとつとして「薬剤師による服薬指導等を通じてこれらの専門職が高齢者等と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた服薬指導等を適切に行うことを推進する」と記述がなされており、『薬剤師等の認知症対応力向上研修(仮称)』として平成27年度に研修の在り方について検討、平成28年度から関係団体の協力を得て研修を実施する、としています。

また、BPSD(*)に投薬をもって対応する場合や、医療・介護関係者等との間の情報共有の推進など、薬局や薬剤師が積極的にかかわるべき項目が盛り込まれています。

さらに、認知症施策を推進するにあたっては、健康情報拠点事業を活用できることが紹介され、薬剤師は今後より一層、こうした観点での業務の質を充実させていくことが重要であります。

については、本会が実施する認知症対策事業について、応分の支援をお願いしたい。

*「BPSD」:認知症の症状の基盤となる「中核症状」の記憶障害・見当識生涯・理解の低下などから二次的に起こる症状

10. 学校における「くすり教育」等の充実・強化について

平成26年6月12日より医薬品の販売規制に関する薬事法(現「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」)及び薬剤師法の一部を改正する法律が施行され、

無法状態下にあった一般用医薬品のインターネット等販売に一定のルールが定められました。医薬品を使用する消費者が医薬品の特性等を十分に理解し適正に使用することが出来るよう知識の普及や啓発のための施策の充実を図りたい。

さらには、学校教育においても、小学校高学年・中学生・高校生に対し、総合的な学習時間を設けて「医薬品の正しい使い方」を身につけさせるための「くすり教育」や「薬物乱用防止教育」、「喫煙防止教育」が順次、実施されております。

また、学校保健安全法において、中学校・高等学校では学習指導要領に「医薬品適正使用に関する教育」が明記されることとなりましたが、「くすり教育」が実行性のあるものとなりますよう学校薬剤師の活用とそのための十分な予算措置を図りたい。

11. 危険ドラッグ等薬物乱用防止啓発事業への助成について

インターネット等の普及により、覚せい剤だけでなく、MDMA（錠剤型合成麻薬）、大麻、危険ドラッグ等の入手が容易となり、乱用薬物が多様化しており、しかも青少年の間で乱用が広まるなど、深刻な問題となっています。とりわけ、昨今の大学生等の青少年による大麻乱用は由々しき問題であると認識しております。

また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」により規制される指定薬物の成分をわずかに変えた化学物質を合成し、植物片にしみこませた、いわゆる危険ドラッグ（「脱法ハーブ」）と呼ばれる商品が販売されており、その使用の結果、意識障害等の発生が報道されています。

市民の医薬品等適正使用を推進する職能団体として、平成21年度から大麻乱用防止の啓発用ポスターを作成し、市内の全大学・高等学校・専門学校・中学校に配布したところであります。

平成28年度におきましても、薬物乱用の悲惨さを訴えるために、市民にとって身近な街の薬局薬剤師や学校薬剤師を活用した地道な啓発事業を積極的に実施してまいりますので、本会の実施する薬物乱用防止啓発活動に対して応分の予算措置を図りたい。

12. 新型インフルエンザ等感染症対策における薬局・薬剤師への支援について

新型インフルエンザ等対策特別措置法において、薬剤師が「医療等の実施の要請の対象となる医療関係者」と定められました。

薬局においては、他の患者さんとの接触を避けるための感染防止対策や患者宅への抗インフルエンザ薬の配達等について十分な措置を講じているところでありますので、その経費について助成いただきたい。

13. がん検診等受診啓発活動のための薬局活用事業の構築について

死亡原因の約3割を占めるがん対策については、がん検診による早期発見・早期治療が有効であるといわれておりますが、大阪府のがん検診受診率は全国平均に比べ低くその対応が

求められているところでもあります。

つきましては、地域の健康相談の窓口としての「かかりつけ薬局」を活用することにより、がん検診の受診率を高めることが可能であると考えられることから、薬局薬剤師による予防検診の啓発や、さらには薬局窓口でのICTを活用した受診予約等を可能とする事業等の事業構築を図りたい。

14. 災害時の医薬品確保体制の整備並びに薬局薬剤師の参画について

医療制度改革に伴う度重なる医療法の改正の中で、医薬分業の進展を受けて、薬剤師は「医療の担い手」と明記され、薬局は「医療提供施設」として位置付けられることとなり、また、地域保健医療計画の作成にあたっては、薬剤師会等医療関係者の意見を聞いて「薬局の役割」を明示することとなりました。

平成7年の阪神淡路大震災及び平成23年3月の東日本大震災の教訓を受けて、本会においても、大阪市の委託を受けて、災害時の医薬品等確保供給体制整備を図っているところですが、災害対応に万全を期するため、医薬品の管理に要する費用及び薬局薬剤師の災害時派遣に対する費用等について十分なる予算措置を図っていただきたい。

併せて、地域の薬局において災害時にも薬局業務を継続できるよう、組織体制及び施設整備のための予算措置をお願いしたい。

15. 在宅医療を推進するための医療連携体制の充実及び無菌調剤設備の維持管理に対する助成について

医療計画においては、これまでの4疾病5事業（大阪府では、4疾病4事業）に加え、精神疾患及び在宅医療が追加され、医療連携体制等の充実が求められており、これらを推進するための十分な予算措置を講じられない。

また、大阪府薬剤師会では、かねてから増加する在宅療養を希望する府内の患者さんに対応するため、国・府の補助制度を活用して、会営薬局3ヶ所（大阪府中央区、吹田市、河内長野市）に無菌調剤設備を設置し、処方せんによるHPN（栄養輸液）・麻薬等の薬剤供給を通じて、在宅医療の推進に対応しております。

しかしながら、無菌調剤設備の管理については多大な経費を要し、また運営にあたっては調剤報酬がそのコストに見合っていない状態となっております。

つきましては、市内の在宅療養を希望される患者さんに対応するため、施設設備管理費及び調剤報酬で補えない経費等に対する十分なる予算措置をお願いしたい。

16. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進に対する助成について

後発医薬品の使用促進については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することから、本会としてもこのことについて十分に理解を示すとともに、その推進に尽力している。

具体には、平成19年に策定された後発医薬品の安心使用促進アクションプログラムに基づ

いてその普及を図ってきたところである。また、先に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においては、2017年半ばに70%以上とし、2018～20年度のなるべく早い時期に80%にまでするという目標が示されており、その目標達成に向けて鋭意努力しているところである。

今後、更なる後発医薬品の使用促進を図るためには、後発医薬品に関する情報の充実、供給体制の整備、薬局における備蓄負担の軽減等の環境整備が必要であり、そのための予算措置を講じられたい。

17. 薬学教育6年制における実務実習環境の基盤整備への助成について

医療人たる薬剤師を養成するために薬学教育が6年制に延長され、学生に対する実務実習が5ヶ月間（薬局11周、病院11周）に亘り実施されております。これに向けて薬剤師会として指導薬剤師の養成等に、全力を傾注しているところです。

医学教育との違いは、大学附属施設としての薬局が皆無に等しい状況のもと、既存の薬局・病院を利用した実務実習をしなければならないため、指導薬剤師の研修や受入薬局の整備に苦慮しているところです。

その対応については、薬剤師会自らが多くの費用を負担して実施している現状ですので、大学や文部科学省に対する十分な予算措置等を要望しているところでありますが、大阪市におきましても、薬学生の実務実習環境の基盤整備にかかる経費について助成をお願いしたい。

18. 一般用医薬品の適切なリスク分類および販売制度の趣旨の啓発について

平成26年6月に改正薬事法（現「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」）が施行され一般用医薬品のインターネット販売が可能となった。これまでの一般用医薬品のリスク分類は対面販売を想定してのものであるので、あらためてインターネット販売を想定したリスク分類をお願いするとともに、インターネット販売によるニセ薬の流通や乱用防止のため、監視体制の充実を図られたい。

併せて、高齢社会で医薬品の使用機会が増える中で、適切なセルフメディケーションを進めるためには、国民へ積極的に「一般用医薬品販売制度の趣旨啓発」を行うことが重要であるので、所要の予算措置をお願いしたい。

19. 6年制薬剤師の誕生（平成24年4月）に伴い、公務員薬剤師等の処遇改善について

平成24年4月に6年制の薬学教育を受けた薬剤師が誕生したことに合わせ、6年制薬剤師の国家公務員俸給が大幅に引き上げられました。地方自治体に勤務する薬剤師の給与体系及び処遇を国家公務員に準じて改善するとともに、大阪市政の保険医療分野において薬剤師がその職能を十分に発揮できるよう処遇改善を図られたい。

併せて、学校薬剤師の報酬についても、その業務内容等を踏まえ、学校医・学校歯科医に準じた対応を図られたい。

20. 薬局の構造規制見直しに伴う許認可・監視指導の取扱いについて

政府の規制改革会議の答申を受けて、保険薬局の医療機関からの独立性に係る構造規制の見直しが行われようとしているが、適正な医薬分業の推進及び保険財政の健全な運営を図るため、薬事担当部局と保険担当部局との十分な連携のもと、不適切な医薬分業が行われないよう厳格な許認可及び実効性のある監視指導を実施されたい。

以上